

社会情報学

第7巻1号 2018

【原著論文】

地域防災情報における自治体オープンデータ推進の実践

浦田真由・荻島和真・中條裕基・遠藤 守・安田孝美

民放ネットワークを通じた放送規制の間接的影響：

クイズ番組による関西からの情報発信

木下浩一

調査報道のニュース生産過程に関する事例研究：

地方紙における「高知県庁闇融資問題報道」での編集権に関わる編集者と記者の組織行動
に着目して

辻 和洋・中原 淳

【書評】

遠藤 薫編著『ソーシャルメディアと公共性——リスク社会のソーシャル・キャピタル』

後藤 玲子

遠藤 薫著『ロボットが家にやってきたら——人間とAIの未来』

椋本 輔

【投稿要綱・執筆要領】



社会情報学 第7巻1号 2018

目 次

【原著論文】

地域防災情報における自治体オープンデータ推進の実践

浦田真由・荻島和真・中條裕基・遠藤 守・安田孝美…… 1

民放ネットワークを通じた放送規制の間接的影響：

クイズ番組による関西からの情報発信

木下浩一…… 19

調査報道のニュース生産過程に関する事例研究：

地方紙における「高知県庁闇融資問題報道」での編集権に関わる編集者と記者の
組織行動に着目して

辻 和洋・中原 淳…… 37

【書評】

遠藤 薫編著『ソーシャルメディアと公共性——リスク社会のソーシャル・キャピタル』

後藤玲子…… 55

遠藤 薫著『ロボットが家にやってきたら——人間とAIの未来』

椋本 輔…… 57

【投稿要綱・執筆要領】

原著論文

地域防災情報における自治体オープンデータ推進の実践

Promotion of Local Government Open Data on Disaster Prevention Information

キーワード：

オープンデータ，地方自治体，防災，災害時生活情報，Webアプリケーション

keyword：

Open Data, Municipalities, Disaster Prevention, Information during Disasters, Web Application

名古屋大学 浦田真由
Nagoya University Mayu URATA

名古屋大学* 荻島和真
Nagoya University* Kazuma OGISHIMA

(*現在：名古屋鉄道株式会社 Nagoya Railroad Co.,Ltd.)

名古屋大学* 中條裕基
Nagoya University* Hiroki CHUJO

(*現在：東海旅客鉄道株式会社 Central Japan Railway Company)

名古屋大学 遠藤守
Nagoya University Mamoru ENDO

名古屋大学 安田孝美
Nagoya University Takami YASUDA

要約

近年、政府は「Society 5.0」を提唱し、AIやIoT、ロボットなどの革新的な科学技術を用いて、社会の様々なデータを活用することで、経済の発展と社会課題の解決の両立を目指している。Society 5.0の実現には、国や自治体、民間事業者間でのデータ活用が欠かせないと考えられており、データを二次

利用可能な形で公開するオープンデータ推進に注目が集まっている。しかし、職員の負担増加や費用対効果に対する懸念から、オープンデータ推進に着手していくことが困難な自治体も多く存在する。そこで、本研究では、自治体におけるオープンデータ推進への受容性向上を目的とし、地域課題解決を目指した実践研究に取り組む。特に、近年、注目を集める防災関連の情報を対象として、地域防災情報における自治体オープンデータ推進を実践する。防災情報のオープンデータにおける課題を踏まえ、熊本地震における災害発生時のニーズ調査を行い、災害時生活情報のオープンデータ化を提案した。この有用性を確認するため、オープンデータを活用した防災啓発アプリの企画・開発および実証実験を実施し、災害時生活情報のオープンデータ化の有用性の確認と防災における市民の自助意識向上へ寄与することができた。これらの結果より、実際に自治体の災害時生活情報のオープンデータ公開やオープンデータ推進に対する庁内理解の促進を達成することができた。

Abstract

The Japanese government has been advocating “Society 5.0” in recent years to balance economic advancement with the resolution of social problems by leveraging innovative science and technology such as AI, IoT and robots. It is believed that data utilization between the government, municipalities and private business operators are indispensable in achieving Society 5.0, and much attention is on the promotion of open data that makes data available for secondary usage. Nonetheless, there are also many municipalities that find difficulty in promoting open data due to their concerns toward increased workloads and cost effectiveness. This study intends to increase acceptability in municipalities on promoting open data and aims to work on practical research to resolve local issues. In particular, the promotion of open data in municipalities will be focused on local disaster prevention information, which is attracting attention within the past several years. While taking into account the issues pertaining to open data on disaster prevention information, information useful during disasters were suggested to become open data following a survey on needs when the Kumamoto Earthquake occurred in 2016. An educational disaster prevention app that utilizes open data was planned and developed, followed by a demonstration experiment. Consequently, the conversion of information during disasters into open data was found to be useful and the study contributed to increasing residents’ awareness on self-helping during disasters. Through these results, the study successfully deepened government agencies’ understanding towards promoting open data and making municipals’ information during disasters into open data.

1 はじめに

近年、我が国では人口や経済の東京一極集中や社会の急速な高齢化が同時に進行し、地方自治体の運営や地域社会の将来を担う人材不足が深刻な問題となっている。このような状況を改善するため、政府は「Society 5.0」を提唱し、IoTやビッグデータ、AI、ロボットなどの革新的な科学技術を駆使して、サイバー空間と物理的空間を調和させ、経済発展と社会的課題の解決を両立していくことを目指している（内閣府、2016）。Society 5.0を実現するためには、国や自治体、民間事業者間でのデータ活用が欠かせないと考えられており、これらが保有するデータを二次利用可能な形で公開する取り組みであるオープンデータを政府は推進している。しかし、職員の負担増加や費用対効果に対する懸念から、オープンデータ推進に着手していくことが困難な自治体も多く存在する（地方自治情報センター、2014）。今後、オープンデータを広く普及させ、地域課題解決につなげていくためには、その意義や効果を具体的に示しながら、業務を担う自治体や自治体職員のオープンデータ推進に対する理解や賛同を十分に得ることが必要であると考えられる。

そこで、本研究では、自治体におけるオープンデータ推進への受容性向上を目的とし、地域課題解決を目指した実践研究に取り組む。本研究における受容性とは、自治体やその職員の理解や賛同を得ることと定義する。また、近年、注目を集める防災を対象として、防災情報における自治体オープンデータ推進の課題を踏まえ、災害時生活情報のオープンデータ推進を実践する。災害時に市民が必要とする情報やサービスを明らかにし、実証実験を通じて防災オープンデータを活用したサービスの有用性を検証する。本研究では、これらの検証結果から、オープンデータ推進における受容性向上のための具体的な手法を明らかにする。

2 オープンデータ推進の現状

2.1 オープンデータ推進の経緯

2.1.1 オープンガバメント

電子政府の進展に伴い、近年、世界中でオープンガバメントが推進されている。オープンガバメントとは、インターネットの双方向性を利用して、政府などが持つ行政情報を積極的に公開し、行政の市民参加を促進させる取り組みを指す。従来より重視されてきた、利用者視点のサービス提供からさらに進めた、市民参加型のサービス実現が求められており、新しい民主主義の方法とも言われている（OpenGovLab, 2018）。2009年にアメリカ合衆国のバラク・オバマ大統領によって打ち出された、透明でオープンな政府方針では、「透明性」「市民参加」「政府内および官民の連携」の3点をオープンガバメントの重要項目としている（経済産業省、2009）。欧米で先進的に取り組まれているが、日本でも注目を集めており、千葉県千葉市では、行政データを活用しつつ、市民参加型のまちづくりを推進するなどの取り組みを進めている。

2.1.2 オープンデータ

オープンガバメントを推進するにあたり、政府や自治体などの行政機関が保有する情報を利活用しやすい形で公開する必要がある。オープンデータとは二次利用可能な利用ルールかつ機械判読に適した形式で民間へ開放された公共データのことを指す（総務省、2014）。これにより、民間主導によるサービス提供が可能となり、多様な公共サービスの創造に繋がることが期待できる。

日本のオープンデータ推進は、福井県鯖江市や千葉県千葉市、神奈川県横浜市などが先進的に取り組んでおり、2017年12月時点で264都市が取り組んでいる（内閣官房、2018）。欧米では、2000年代よりオープンデータ推進の動きが見受けられたが、日本では2011年の東日本大震災を契機に、2012年の電子行政オープンデータ戦略

の策定を皮切りに普及が始まった（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部，2012）。2013年には世界最先端IT国家創造宣言が示され（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部，2013），共通語彙基盤整備事業など（IPA 独立行政法人情報処理推進機構，2013），本格的にオープンデータを展開するためのルール作りや基盤整備が行われた。同年には，G8オープンデータ憲章が発表され（首相官邸，2013），世界的な取り組みとして足並みを揃えていくことを見据え，主要先進国内におけるオープンデータの5つの原則や基本的な取り組みについての規定が示された。2015年には，地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインや手引書が作成され，地方レベルでも本格的に推進していくための基盤整備が進んだ。2016年には，「オープンデータ2.0」として（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部，2016），データの公開を中心とした取組から，データの活用を前提とした「課題解決型のオープンデータの推進」へ方針が転換され，同年末には，「官民データ活用推進基本法」が施行され（首相官邸，2016），官民データの容易な利用等について規定されるとともに，都道府県にあっては官民データ活用推進計画の策定が義務付けられ，また市町村にあっては努力義務が課されることとなった。2017年には，「オープンデータ基本指針」が公開され（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部，2017），オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき，国，地方公共団体，事業者が公共データの公開および活用に取り組む上での基本方針についてまとめられている。

2.2 防災情報におけるオープンデータ推進

2.2.1 防災情報のオープンデータ

2011年東日本大震災や2016年熊本地震では，スマートフォン普及率が高いこともあり，災害時には市民による情報発信が行われた（三浦ら，2016）。SNSによる情報発信や技術を持ち合わせ

た市民による災害時専用のポータルサイトが開設されるなど，様々な手段で情報共有が促された。これらオンラインでは，どのような物資が足りないのかなどの被災地外向けの情報拡散から，どこで何がもらえるなどの被災地内向けの情報発信まで，市民視点での情報共有が盛んに行われた。このような民間事業者や市民のマッシュアップによる有用なサービス開発が行われるためには，平時から様々なデータを公開しておくことが重要である。また，防災情報は，国家視点から今後のオープンデータ推進において求められている情報であると同時に（ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム，2014），自治体視点からもオープンデータ化する情報として注目を集める分野であることから（総務省，2014），防災情報におけるオープンデータ推進は非常に重要であり，予め地域の情報をオープンデータとして公開しておくことは，防災対策の一つとしても有効であると考えられる。

2.2.2 防災情報におけるオープンデータの現状

2016年6月に防災情報における自治体オープンデータの現状を調査した。オープンデータ都市マップ（福野，2016）に掲載されている自治体オープンデータサイトを一件ずつ確認し，どのような防災情報が公開されているのかを確認した。

調査結果から，防災情報に関するオープンデータを公開している自治体は，190都市（2016年6月時点）にのぼり，オープンデータ公開都市の約79%であった（表-1）。オープンデータが公開されている防災情報の種類としては，避難所が最も多く，災害時の生活に関する情報や消防水利関連の情報も公開されている。また，これらのオー

表-1 防災情報におけるオープンデータの現状

種類	内容	公開都市数	主な形式
避難所 避難場所	一時避難場所，広域避難場所，福祉避難所，一時滞在施設等	158/190	CSV, RDF, xls, SHP
水利関係	消火栓，防火水櫃，応急給水拠点，防災用井戸等	37/190	CSV, RDF, xls
災害時生活関係	防災カテゴリとしてまとめられている，Wi-Fi，トイレ，防災備蓄倉庫等	70/190	CSV, RDF, xls
その他	ハザードマップ，土のう，ヘリポート，土砂災害・土石流危険区域等	52/190	SHP, CSV, xls, PDF

プンデータに共通する点として、公開されている情報のほとんどが位置情報である。避難所の位置情報は更新頻度が極めて少なく、データ管理の面で自治体の負担が少ない情報であり、オープンデータ化しやすい情報であることが理由だと考えられる。

2.2.3 オープンデータ活用サービスの事例

防災情報におけるオープンデータを活用したサービスとして、消火栓マップをはじめ (Code for AIZU, 2016)、多くの活用サービスが創出されている。川崎市では、避難所位置情報のオープンデータを活用し、災害情報や発災時の避難所開設情報など、地域の防災情報を配信するアプリを提供している (川崎市, 2016)。また、全国の避難所やAEDの位置情報のオープンデータをもとに、避難所までの道程をガイドするナビゲーションアプリが開発されている (日本気象協会, 2014)。このように、災害時の避難行動誘導を想定したサービスが多く開発されているが (東京都, 2017) (国土地理院, 2018)、発災時における市民一人ひとりの生活を見据えたオープンデータ活用サービスの提供はあまり行われていない。発災時の情報発信に関する先行研究からも、発災後、長期に渡る避難生活において必要となる生活関連情報が十分に届いていないことが明らかになっており (入江, 2015)、実際に、SNSや地域の情報共有サイトにおいて、利用可能なトイレや風呂、営業中の商店など、市民一人ひとりの生活に密着した情報共有が活発に行われていた。発災後の避難生活までを見据えると、自治体は災害時の市民生活に関連する情報を平時からオープンデータとして公開し、市民に対して情報発信していくことが重要であると考えられる。

3 市民利用を見据えたニーズ調査

防災情報において、自治体はどのような情報をオープンデータとして公開しておくべきかを検討

するため、災害時に市民が求めている情報を明らかにする必要がある。そこで、2016年4月の熊本地震を対象に、5種類のニーズ調査を実施した。

3.1 SNSニーズ調査

3.1.1 概要

熊本地震では、東日本大震災と同様にSNSが頻繁に活用された。本研究では、第一震の2016年4月14日から同年6月23日までの期間で、熊本地震支援に関するFacebookグループページ⁽¹⁾における複数の投稿を調査した (荻島, 2016)。

3.1.2 結果と考察

SNSニーズ調査の結果を表-2に示す。結果はジャンル・期間ごとにまとめ、また、物資については代表的なものを示している。食料や衣類、おむつ、女性用品などの生活必需品に関しては、発災直後からニーズがあった。また、発災直後の4月中旬にはカイロ、6月中旬には熱冷まし用シートのニーズが確認され、発災から10日後には、子どものおもちゃなどのニーズも確認された。

以上の結果を踏まえ、生活していくために必要不可欠なものから、個人の嗜好品まで、物資のニーズは多岐に渡っていた。地域の全被災者分の備蓄を自治体が用意することは困難であるため、まず

表-2 SNSニーズ調査

ジャンル	主な品目	支給された物資			
		4/14-23	4/24-5/7	5/8-6/11	6/12-23
食糧	米	○	○	○	○
	水	○	○	-	○
	インスタント食品	○	○	○	-
	レトルト食品	○	○	○	○
生活必需品	オムツ	○	○	○	○
	女性用品	○	○	○	○
	アメニティーグッズ	○	○	-	-
	衣類	○	○	○	○
	ドライシャンプー	○	○	-	-
	生活用水	○	-	-	-
日用品	寝具	○	○	○	○
	食器 (使い捨て)	○	○	○	-
	調理器具	-	○	○	-
	軍手	-	○	-	-
	マスク	○	○	-	-
	長靴	-	-	○	○
	傘	-	-	○	-
	懐中電灯・電池	○	-	-	-
	ろうそく・マッチ・ライター	○	-	-	-
その他	冷えピタシート	-	-	-	○
	カイロ	○	-	-	-
	絵本・塗り絵・おもちゃ	-	○	○	○

は生命維持活動に必要な物資を、自治体の備蓄として用意していくことが必要であり、これらの物資に関する情報を、自治体は積極的に発信していくことが、自助行動促進には必要となる。

3.2 Web検索傾向ニーズ調査

3.2.1 概要

熊本地震発生後に、インターネット検索でどのような情報が求められていたかを調査するために、Google AdWords⁽²⁾を用いて検索傾向を分析した(表-3)。2014年7月から2016年6月までの期間において、地震前後で指定したキーワードに対する検索数の増減を調査した。

3.2.2 結果と考察

代表的な検索キーワードに対する調査結果を図-1から図-3に示す。縦軸は検索ボリューム⁽³⁾、横軸は年月を表している。また、発災後の検索語変化についての調査結果を図-4に示す。図-1から図-3の通り、震災が起きた2016年4月に様々な情報の検索数が上昇している。平時にあまり検索されない「避難所」や「炊き出し」といったキーワードや、「水」「ガス」などのライフライン関連のキーワードに限らず、熊本市や菊池市などの自治体名や「スーパー」「風呂」といった、日常生活に関連するキーワードの検索数も大幅に増加している。特に自治体名に関する検索はその数も多く、発災時には、市民が自治体からの情報を求めている傾向が見られた。また、図-4より、発災後も復興の進捗に関連して、市民が求める情報も変化することが窺えるが、やはり自治体からの情報への期待は変わらず高い。また、利用端末に



図-1 キーワード「自治体名」の結果

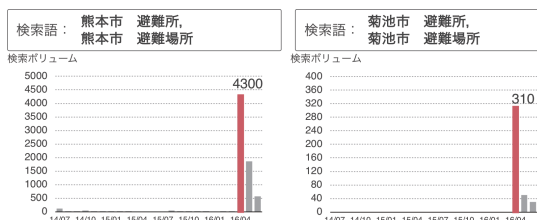
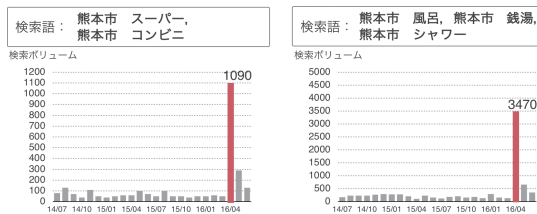
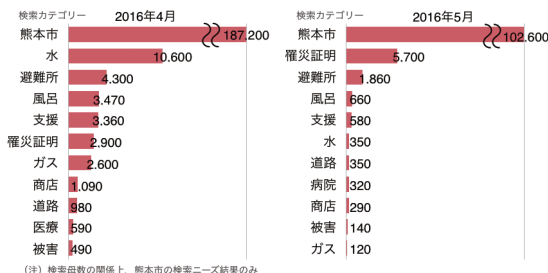


図-2 キーワード「避難所」の結果



(注) 検索母数の関係上、熊本市の検索ニーズ結果のみ

図-3 キーワード「生活関連」の結果



(注) 検索母数の関係上、熊本市の検索ニーズ結果のみ

図-4 検索キーワードの変化(発災後)

表-3 Web検索傾向ニーズ調査

調査ツール	Google AdWords	利点	市民が自主的に得ようとした情報の傾向がわかる
		欠点	検索結果の母数による制限があり、正確性がやや劣る
目的	災害時に被災地でニーズがあった情報を明らかにする		
対象期間	2014年7月～2016年6月(※熊本地震の本震は2016年4月16日)		
対象地域	熊本県		
主な検索語	菊池市、熊本市、水、避難所、配給、支援物資、シャワー、風呂、病院、被害状況、コンビニ、スーパー、通行止め、道路、ガス、権災証明		

関して、スマートフォンやタブレットからのアクセスが熊本市では平時に60%であったのに対して、2016年4月は72%、菊池市では平時に49%であったのに対して、69%といった結果も得られた。

3.3 被災自治体へのヒアリングによるニーズ調査

3.3.1 概要

被災自治体である熊本県菊池市と熊本市を訪問し、3.1と3.2の調査結果の妥当性を確認するとともに、災害時の市民からの問い合わせや現場対応など、実際の発災時における情報発信の現状やニーズについてヒアリングを行った。

3.3.2 結果と考察

ヒアリングの結果、SNSとWeb検索傾向ニーズ調査結果は、現場におけるニーズとほぼ合致していた(表-4)。自治体は、情報発信手段を多く持つことも重要だが、予め自治体の防災対策に関する情報を幅広く伝えておくことも重要といえる。

また、両市ともに、想定避難者数を大幅に上回る避難者が殺到し、支援物資も数日間届かず、発災後3日間程度は、自治体から食料等の配給を行うことができなかった。発災時には、自治体職員も同様に被災者であり、地域の安心・安全を維持するための業務で手一杯となる。市民が自ら災害に備えたり、近隣住民と協力し合う体制を築いたりするなど、自助・共助の意識が重要となる。

3.4 被災地アンケートによるニーズ調査

3.4.1 概要

熊本県菊池市による協力のもと、菊池市が実施した防災情報に関するアンケート結果を分析した。震災を経験した菊池市民の意見を踏まえ、どのような情報発信が求められているのかを調査し

た。

3.4.2 結果と考察

アンケート結果の一部を図-5と図-6に示す。図-5は自由記述における震災を経験した感想について対象と感情ごとに分類してまとめ、図-6は災害時の情報のニーズを分析した。

支援物資や避難所情報へのニーズが高かった。特に、避難所については、「避難所でペット同伴を拒否された。ペットも大切な家族なので、対策を講じてほしい」「避難所に指定されているところにも、飲食物や毛布を持参させると驚いた。常備品としてあるものだと思っていた」といった意見が挙がり、災害が発生してから市の防災対策や避難所の設備を知り、混乱が生じていた。このことから、平時から市民に対して自治体の防災対策に関する情報と自治体の限界を広く伝えておくことが重要となる。さらに、多くの市民が、日頃の備えの重要性を再認識したことが明らかになった。別の質問項目で、震災前から日頃の備えをしていた市民の多くが、備えは役立ったと回答しており、平時から震災に備えた意識付けが必要とい

質問：今回の熊本地震で感じたことを自由にお書きください(自由記述を元に分類)

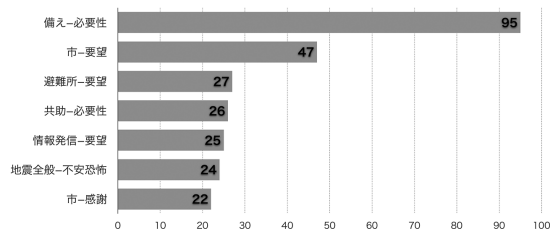


図-5 震災経験についての調査結果

表-4 被災自治体へのヒアリング概要と結果

自治体名	日時	担当部署	ヒアリング結果
菊池市	2016年 8月3日 10:30-12:00	政策企画部 など	<ul style="list-style-type: none"> 検索ニーズ調査の結果と現場でのニーズは合致 通行止めや交通渋滞により物資や支援が数日間入ってこれなかった 予定人員より多くの避難者が集まり、物資は3日間配ることができなかった 防災無線が聞こえない地域があった
熊本市	2016年 8月3日 15:00-16:30	行政管理部 リビブくまもと (NPO)	<ul style="list-style-type: none"> 11万人が避難し、職員の半数以上が避難所業務に追われる 物資管理システムを導入していたが、使い慣れていないため十分に活用できなかった 車中泊が大多数で、ラジオやSNSで生活関連情報を収集していた

質問：他にどのような情報を知りたいですか(記述結果を元に分類)

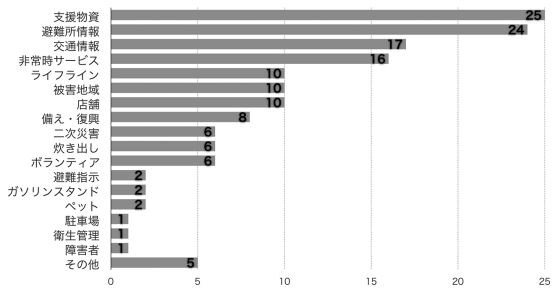


図-6 災害時の情報ニーズについての調査結果

える。

3.5 自治体Webサイト解析によるニーズ調査

3.5.1 概要

熊本県菊池市公式Webサイトにおけるアクセスログを調査した(表-5)。菊池市では、Google Analyticsを導入しており、発災後、サイトを訪問した市民がどのような検索キーワードでサイトを閲覧していたのかを調査した。

3.5.2 結果と考察

Google Analyticsを用いた調査結果を図-7から図-9に示す。図-7には、分類したジャンルごとの検索キーワード数、図-8と図-9には、代表的なジャンルとして「行政サービス」「避難・避難所」に関して、それぞれ分類されたキーワードをさらに詳細なカテゴリに分類した結果と、その具体的なキーワード例を示す。

図-7より、自治体名を検索してアクセスする訪問者が圧倒的に多かった。行政サービスに関する検索も比較的多いことから、自治体からの情報やサービスを求めていることが窺える。また、学区規模の地域名を一緒に入力して、より狭域な地域の情報を求める市民も多いことが明らかになった。図-9から、小中学校名を検索する市民も多いことが明らかになったが、図-8が示すように行政サービスについても校情報を求める検索が多かったことから、学校の再開情報を求めた市民と地域の避難所の情報を得ようとした市民の両者がいると考えられる。さらに、水やゴミ関連の情報も多く求められていた。これらの結果から、菊池市は震源近くの益城町や西原村と比べると被害は少なかったため、早期復興に向けた情報も多く求められていた。また、防災マップや防災計画、

表-5 アクセスログ調査の概要

調査ツール	Google Analytics
目的	災害時に、自治体にどのような情報を求めているのかを調査
対象期間	2016年4月14日～2016年4月23日(※熊本地震の本震は2016年4月16日)
対象地域	KUMAMOTO(熊本都市圏)
検索語数	1000

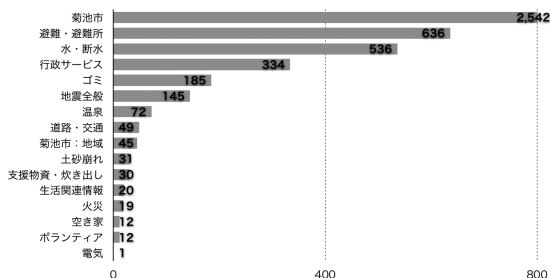


図-7 ジャンルごとの検索キーワード数

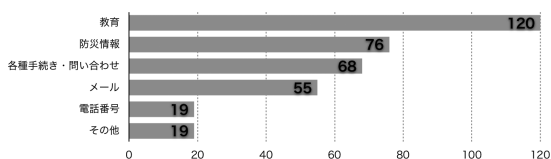


図-8 行政サービスのカテゴリ別検索数

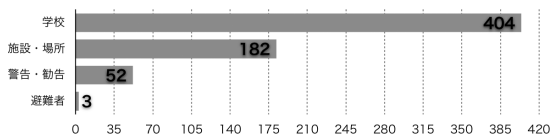


図-9 避難・避難所のカテゴリ別検索数

避難者数、防災メールマガジンについて調べる市民も見受けられた。市の防災対策やその現状について、市民に十分に知られていないことが読み取れた。

3.6 考察

5種類のニーズ調査を通じて、以下の点が明らかとなった。

- ・自治体が発信する情報にニーズがある
- ・多様なチャンネルによる情報発信が必要
- ・物資や避難所の詳細情報にニーズがある
- ・学区など、より狭域での情報にニーズがある
- ・日頃の備えが重要と感じる被災者が多い

ニーズ調査の結果を踏まえ、災害時には、自治体に頼る市民が多いことが明らかとなった。しかし、多くの市民が自治体の防災対策の現状やその限界を知らず、その結果、発災後の混乱を助長するきっかけにもなっていた。また、災害時の情報発信は、防災無線など現状の情報発信手法ではま



図-10 避難所に関する災害時生活情報の例

だ課題が残っており、極力多くの情報発信手段を持つことが必要である。したがって、平時から自治体の防災対策や避難所の現状について、様々な手段で情報発信しておくことで、市民に公助の現状と限界を知ってもらうことが重要である。

さらに、被災者の声から、平時における備えの重要性が明らかとなった。災害時の生活を見据え、自治体の防災対策や避難所に関する詳細情報を発信していくことに加え、平時における自助の重要性を伝えることで、災害時の生活に向けた備えを促すことが重要である。このようなサービスや防災情報発信のマルチチャンネル化を実現するためには、災害時生活情報のオープンデータ化が重要となる。そこで、本研究では、災害時生活情報のオープンデータ化を提案する。特に、自治体が作成している防災計画の情報をもとに、発災後の避難所利用を見据えた避難所詳細情報や、自助行動の促進を目指すために、自治体の備蓄に関する情報をオープンデータ化することを提案する（図-10）。

4 災害時生活情報のオープンデータ推進

ニーズ調査の結果を踏まえ、災害時生活情報のオープンデータ推進に取り組む。本章では研究の方針を定め、オープンデータ公開へ向けた活用サービスの企画と開発について述べ、地域での活用を見据えた機能について提案を行う。

4.1 対象フィールド

本研究では、愛知県尾張旭市と日進市を対象

フィールドとし、実践的な取り組みを行う。両市は名古屋市の東隣に位置する人口8万人程度の都市で、南海トラフ地震で震度6以上の被害が想定されているが、近い将来の地震発生が予想されてから50年以上経っており、市民の防災意識が低いという課題を抱えている。この「市民の防災意識を向上させる」という課題は、日本の多くの地域に共通する防災の課題であるが、3章の結果からも明らかになっているように、震災の教訓としても重要な取り組みである。また、両市ともにオープンデータを公開しているが、活用サービスが創出されないという課題を抱えており、活用サービスを開発していくことで、オープンデータ推進における課題解決にもアプローチする。

4.2 オープンデータ推進の方針

ニーズ調査の結果を踏まえ、上記フィールドにおいて、避難所に関連する災害時生活情報のオープンデータ推進を実践していく。具体的には、以下の3つの要件のもと、進めていく。

① 公開しやすいデータから公開を目指す

両市がWebサイトでPDF形式として公開している地域防災計画の情報を活用する。ここには、自治体の防災対策などに関する指針が示してある他、避難所などの防災施設に関する情報や備蓄などの情報が記載されている。

② 地域課題解決に寄与するサービスを提示する

対象フィールドが抱える地域課題解決に寄与するサービスとして、市民の防災意識向上を狙った防災啓発アプリを開発する。地域防災計画などの情報を活用して機能を実装し、市民にわかりやすく情報を提示するために、視覚的な情報提示方法を検討する。

③ データの市民ニーズを明らかにする

活用サービスを市民に利用してもらうために、ワークショップ形式の実証実験を行う。アプリの機能および活用している災害時生活情報の有用性を検証するとともに、地域課題である市民の防災

意識向上を目指す。

4.3 防災啓発アプリの企画・開発

4.2で示した研究の方針に従い、オープンデータを活用した防災啓発アプリを企画し、開発した。ニーズ調査で明らかとなった災害時生活情報の有用性を確認するため、フィールドとする自治体と共同研究先である株式会社デンソーと大学の三者間で議論を重ね、アプリの企画・検討を行った。

アプリの仕様(表-6)をもとに、Google Mapsをベースに、HTML5やJavaScriptを用いて、レスポンス対応のWebアプリケーションとして開発した(図-11)。防災計画など自治体で既に公開している情報を利用し、不足している情報については自治体から提供を受けた。また、尾張旭市版については、尾張旭市が既に公開している「避難所」「一時避難場所」「給水拠点」「災害時対応自動販売機」のオープンデータも活用し、実装した。

表-6 アプリの仕様策定

	仕様	根拠
機能	オープンデータを活用する	研究の要件・地域課題
	すでに公開している情報を活用する	研究の要件
インタフェース	避難所詳細情報を掲載する	ニーズ調査
	自助の必要性を促すコンテンツにする	地域課題・ニーズ調査
	グラフや写真を用いて視覚的な見せ方をする	デンソーの知見・ニーズ調査
運用面	市内の防災施設を地図上にマッピングし直感的に伝える	デンソーの知見
	様々な端末からアクセスできるようにする	ニーズ調査
	他地域でも導入しやすいよう相互操作性のある構築にする	地域課題

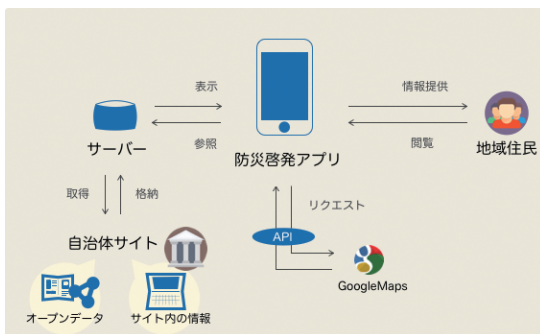


図-11 防災啓発アプリの開発

4.4 防災啓発アプリの機能

防災啓発アプリでは、避難所や備蓄物資の現状を確認し、自助の必要性を伝えるために、防災施設・設備を一覧するマップ機能と避難所の詳細を確認する機能を設けた。

4.4.1 防災施設・設備を一覧するマップ機能

市内にある「各種避難所」「応急給水場所」「AED設置場所」「災害用自動販売機設置場所」が地図上で一覧でき、ピンをタップすると、吹き出し内に施設や設備情報が表示される機能である(図-



図-12 防災啓発アプリ表示例(指定避難所一覧)



図-13 避難所詳細ページの表示例

12)。Google Mapsを用いることで、設備ごとに表示し、市内の防災施設や各設備の場所を直感的に把握することができるようにした。

4.4.2 避難所の詳細を確認する機能

指定避難所ごとにページを作成し、「避難所の様子」「設備情報と利用の仕方」「避難所備蓄品の一人当たりの配分量」「収容可能人数」などの災害時生活情報を掲載した(図-13)。防災計画に記載されている情報をもとに、文字情報だけでなく、避難所の内観・外観や備蓄品の写真や収容可能人数をグラフで表示することで、市民がより直感的かつ現実味を持って災害時の生活をイメージできるようにした。また、一人当たりの配分量や避難想定者数に対する収容可能人数の割合を示すことで、公助の限界と自助の必要性を伝えている。

4.5 アプリ活用のための機能

オープンデータの活用を目指した避難所詳細確認の機能に加え、市民活動等において防災啓発アプリを活用してもらうためのワークショップ機能と災害時食事計画機能を提案する。

4.5.1 ワークショップ機能

地域で活動する市民が防災啓発アプリを活用したワークショップを開催できるように「動画」と「クイズ」のコンテンツを制作した。動画では、「地域防災計画」「地震災害対策計画」の情報や、ハザードマップ、防災の基本知識等を市民に分かりやすく伝えることを目指している。気軽に閲覧できるよう、1本の動画の長さは30秒～2分として、合計12本の動画を制作した(図-14)。防災対策課の職員が出演することで、市の防災に対する取組みを直接職員が届けられるようにした(図-15)。また、クイズとして、動画で学んだ基本的な防災知識や市の防災対策に関する情報を確認できるようにした。問題に解答し、不正解であれば再考を促す文章が表示され、正解した場合には、問題に対する詳細情報が表示される。また、対象者の防災知識に合わせてワークショップを行



図-14 動画一覧



図-15 動画表示例

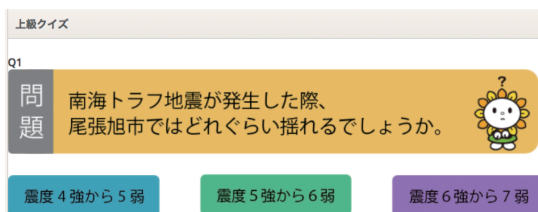


図-16 クイズ(「むずかしい」モード)表示例

えるよう、正誤二択式の「かんたん」モードと、選択三択式の「むずかしい」モードを用意した。

4.5.2 災害時食事計画機能

被災後、家族が3日間生活するのに必要な食料の量を簡単に計算することができるようにした(図-17)。この機能で選択できる15品目の食品は、日常生活で消費しながら使用した分を補充するという備置方法である「ローリングストック法」に適した食品から選定した。この備蓄方法に適した食品を用いることで、市民に日常的に食する食品も防災備蓄に使用できることを知ってもらい、実際の自助行動に繋げ、普段から防災備蓄について考えるきっかけにすることを意図している。

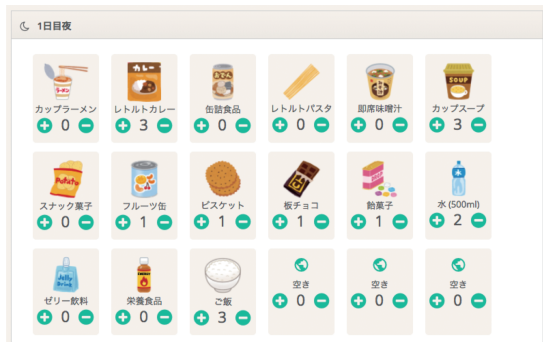


図-17 災害時食事計画機能表示例

5 実証実験と評価

本研究は2年に渡り、実証実験を行った。1年目は、災害時生活情報のオープンデータ化の有用性および自助意識向上への効果を検証するために、一般市民と防災委員を対象とし、2年目はアプリ活用のためのワークショップ機能を追加し、防災委員とPTAを対象とした実証実験を実施した。

5.1 活用サービスに対する実証実験

5.1.1 実証実験概要

災害時生活情報の有用性、および自助意識向上への効果を検証するため、尾張旭市および日進市をフィールドとした実証実験を2016年に行った。

尾張旭市では、自主防災委員会を対象に実証実験を実施した。防災委員25名が参加する「まちづくり防災会」のワークショップとして実施し、被験者は防災に関する映像を視聴した後、本研究の取り組みとアプリの操作方法について説明を受け、アプリを利用し、評価アンケートを実施した。

日進市では、一般市民を対象に実証実験を実施した。日進市協力のもと、「地域合同総合防災訓練」にてブースを出展し、ブース訪問者95名に対して、取り組みの目的とアプリの利用方法を簡単に説明した後に、実際にアプリを利用し、評価アンケートを実施した。

5.1.2 結果と考察

防災委員によるアプリの評価（尾張旭市）：

実証実験の結果として、自助意識の向上に関する評価を図-18に、防災啓発アプリに関する評価⁽⁴⁾を図-19に示す。実証実験を通じて、防災委員に対して、防災啓発アプリが有用であることが確認できた。自助意識向上について、防災意識の高い市民であっても、今回のアプリ利用によって、初めて知った情報も多くあるなど、現状の防災対策の不十分さを感じ、自助意識の重要性を改めて感じることができた結果となった。また、参加者の平均年齢が58.8歳とやや高齢であったにも関わらず、アプリについて「文字だけでなく、視覚によりよくわかる」「アプリで見ると、危機感を感じる。迫力がある」といった意見も得られた。

一般市民によるアプリの評価（日進市）：

実証実験の結果として、自助意識の向上、およびアプリに対する評価⁽⁴⁾を図-20に示す。実証実

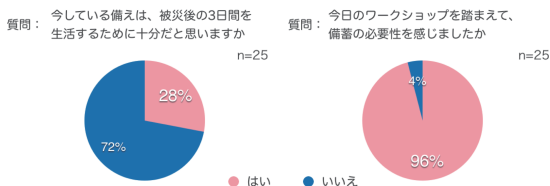


図-18 自助意識向上に関する評価

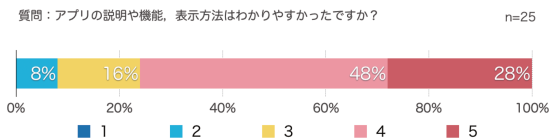


図-19 防災啓発アプリに関する評価

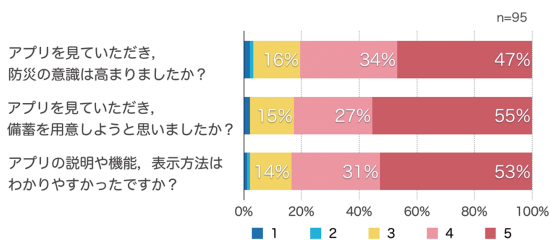


図-20 自助意識および防災啓発アプリに対する評価

験を通じて、防災啓発アプリの有用性が確認できた。実証実験参加者から、「アプリがわかりやすかった」「ぜひアプリを実運用してほしい」といった意見も多く得られた。また、「もっと踏み込んだ情報、例えばゴミとか、障害者とかの情報が必要」「トイレの個数、おむつ交換台の有無など知りたい」といったコメントもあり、日常では考える機会がなかった防災対策について考えるきっかけとなった。一方で、「防災に関心のある人であれば知っている情報ばかり。災害時に地域の人とつながることができるツールになってくると良い」といった意見も挙がり、さらなる情報の充実化を図り、自助だけでなく共助に対する啓発や、災害時にも活用できるような機能も求められている。

5.1.3 自治体からの評価

実証実験の結果を踏まえ、尾張旭市のオープンデータ推進の担当者から「今まで活用事例がなかったので、とても嬉しい。また、活用事例があることで庁内理解を促しやすい」「地元の大学や企業と協働することも、庁内や地域に取り組みの意義や必要性を理解してもらいやすく、自治体としてはメリットになる。」といった意見が挙がり、高評価を得ることができた。実際に、尾張旭市役所で行われたオープンデータ推進に関する庁内説明会の場で防災啓発アプリが活用事例として紹介され、オープンデータ推進への理解促進の材料となった。

また、原課職員である防災担当者からは、「防災意識を高めることはとてもハードルが高く、これまで頭を悩ませてきた。しかし、今回の取り組みはそのきっかけづくりとして、すごく良かった」「防災意識の低い地域など、他の自治会でも、ぜひ展開していきたい」「もっと様々な情報をオープンデータとして出したほうが良いと感じる。」といった意見が挙がり、地域課題解決に対するオープンデータ推進の有用性を確認することができた。

5.2 アプリ活用のための実証実験

5.2.1 実証実験概要

継続的に防災啓発アプリが活用されるよう、市民活動を行う市民に焦点を当て、尾張旭市の自主防災組織を構成する防災委員および、尾張旭市のこども会連絡協議会に所属するPTA役員を対象とした実証実験を2017年に行った。

ワークショップでは、はじめに動画・クイズ機能を通じて基本的な防災知識や市の災害対策に関する情報を学び、次に避難所・施設詳細情報を参照しながら、避難所の設備や食料備蓄を確認し、尾張旭市の防災の現状や自助努力の必要性を伝え、食事計画機能を用いて、被災後に自分の家族が3日間生活するのに必要な食料の計算を行った。

実証実験には、防災委員12名とPTA役員22名が参加し、評価アンケートを実施した。

5.2.2 結果と考察

防災啓発アプリの各機能の中で、最も良いと思った機能に対する評価を図-21に示す。防災委員からは、食事計画機能、クイズ機能、避難所確認機能、動画機能の順で評価が高かった。その理由として、「自らの地震に対する準備に繋がる情報だと思った」という選択肢が多く、防災知識を豊富に持つ防災委員に対しても新たな防災の知識や情報を提供することができた。一方、PTA役員

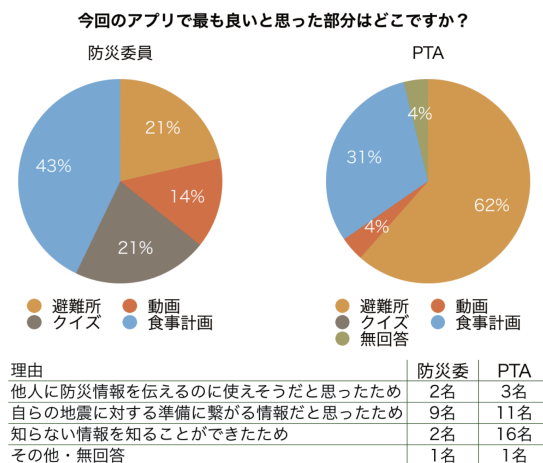


図-21 アプリケーション機能に対する評価

は、62%の参加者が避難所確認機能を評価し、食事計画機能、動画機能、クイズ機能の順で評価が高かった。その理由として、「知らない情報を知ることができたため」という選択肢が多く、参加者に対して、これまで知らなかった避難所に関する詳細情報を提供している点が評価された。この評価の差異から、防災委員が思っているよりも、市民は身近な避難所の詳細情報を求めていることが分かる。また、避難所の詳細情報は、市民に自助努力の必要性を強く訴えることのできるものであり、防災啓発アプリには必須機能であるといえる。

防災啓発アプリを使用したことによる自助意識向上に対する評価⁽⁴⁾を図-22に示す。参加者の多くから高評価を得られたことから、アプリの使用者に対して、備蓄を準備するという自助行動に繋げる意識付けを行うことができた。

5.2.3 自治体からの評価

実証実験後に、尾張旭市総合推進室と災害対策室の職員から評価を得た。本アプリによって、市民の防災意識が高まるか、市民の防災啓発活動の手助けとなるかという質問に対して概ね高評価を得ることができ、「自助力の向上に役立つと思う」との意見を得た。また、「行政がなかなか実践できないワークショップと連携した取り組みを行うことにより、市民のニーズを把握することに繋がったと思う」という意見が得られた。

これらの結果を踏まえて、尾張旭市では2016

年12月22日に避難所情報のオープンデータを更新し、収容可能人数などの防災計画に記載されている情報も新たに付加された。また、2018年度には、尾張旭市と日進市の備蓄情報についてもオープンデータとして公開することが決まっている。さらに、日進市と尾張旭市に隣接する市町で実施している「7市町オープンデータ推進会議」においても備蓄情報のオープンデータ化について検討されており、地域を跨いだ共通的な取り組みとして、広く横展開していくことが期待される。

6 考察

本研究では、災害時のニーズ調査に基づく防災啓発アプリの開発により、オープンデータ推進の庁内理解が促進され、実際に災害時生活情報のオープンデータ公開へと繋がった。また、対象自治体が抱えていたオープンデータ推進における課題に対しても、アプローチすることができた。防災情報のオープンデータ公開は、全国の自治体において比較的取り組みやすい分野といえるが、従来のような避難所の名称や位置情報のオープンデータを公開するだけでなく、地域防災計画などの情報もオープンデータとして公開することで、より活用サービスの幅が広がるとともに、新たな市民ニーズも明らかにしやすく、結果的にオープンデータ推進への受容性向上につながりやすいと考えられる。そのため、Webで発信してきた様々な情報を可能な限りオープンデータとして公開していくことは、自治体におけるオープンデータ推進への受容性向上を達成するとともに、自治体オープンデータ推進を深化させることにも繋がる。

これを実現していくためには、オープンデータ活用サービスを提示していくことが重要であり、学術機関や民間事業者、シビックテック団体などとの連携が必要であり、特に利潤追求を目的としない学術機関が関わることは重要であるといえる。

一方、本研究で公開した災害時生活情報のオー

このアプリを見たことで、更に備蓄を用意しようと思いましたが？

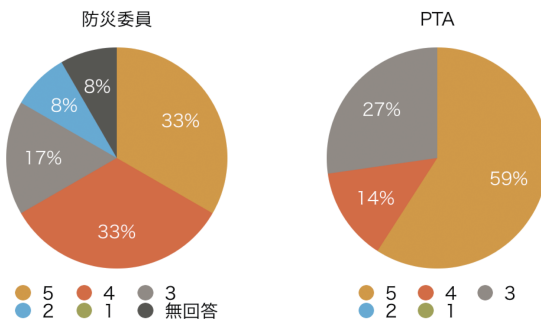


図-22 防災意識に対する評価

プンデータが限定的であるという課題が挙げられる。防災啓発アプリで利用した、避難所の設備詳細情報や写真といった情報のオープンデータ化はまだ検討されていない。これらの情報は、元々、自治体が発信していなかった情報であったり、定期的な更新が必要な情報であったりするため、すぐにオープンデータ化していくことは難しい。公開しやすい情報から、段階的にオープンデータ化していくことが重要であるとともに、定期的な更新が求められる情報のオープンデータを容易に更新できる仕組みの構築が求められる。

また、災害時生活情報のオープンデータ化を推進するにあたり、継続的にデータの活用事例を示していく必要がある。このためには、市民が継続的に防災啓発アプリを活用し、防災意識の向上に繋げていくための工夫が必要といえる。本研究では、継続的なアプリ活用を見据えた取組みも行ってきたが、市民からの意見を取り入れることで、継続的に利用されるアプリの形を模索していきたいと考える。また、オープンデータによる効果が明確に示されれば、オープンデータ公開に対する理解も得られやすくなると期待する。

実証実験における市民の声から明らかになったように、文字だけでは十分に伝わらなかった情報をオープンデータ化し、視覚的な表現で伝えることで、明確に認識することが可能となり、防災意識向上に寄与することができた。また、防災担当職員から高評価を得ることができ、他地域にも取組みを広げていきたいといった要望から、地域の防災対策手段の一つとしても機能する可能性がある。本研究では、平時利用を想定した防災啓発アプリを開発したが、ニーズ調査を通じて明らかになった情報から、様々な災害時生活情報をオープンデータ化していくことが、過去の震災の教訓を活かすような様々なサービス開発にも繋がり、防災における地域課題の解決になると考えられる。

7 おわりに

本研究では、自治体におけるオープンデータ推進への受容性向上を目的として、地域防災情報におけるオープンデータ推進を目指した実践研究に取り組んだ。防災情報のオープンデータにおける課題を論じた後に、熊本地震におけるニーズ調査を踏まえ、災害時生活情報のオープンデータ化の提案を行った。この有用性を確認するため、愛知県尾張旭市と日進市を対象に、防災啓発アプリの企画・開発と実証実験を実施し、災害時生活情報のオープンデータ化の有用性の確認と地域課題であった自助意識向上への寄与を達成した。これらを通じて、実際に自治体の災害時生活情報のオープンデータが公開され、またオープンデータ推進に対する庁内理解の促進にも繋がったことから、自治体におけるオープンデータ推進への受容性向上を達成できたと考える。

本研究を通じて、自治体におけるオープンデータ推進への受容性向上達成のためには、本研究で示した3つの要件が重要であり、それに加えて、オープンデータ推進の実践を通じて構築されると明らかになった。本研究の成果が、単なる一事例にとどまらず、Society 5.0の実現へ向けてICT/IoTを用いたデータ利活用の事例を増やしていくことが重要であり、今後も本研究を継続していきたいと考えている。

謝辞

本研究を進めるにあたりご協力頂きました、株式会社センサー情報ソリューション事業室の皆様、尾張旭市総合推進室・災害対策室の皆様、日進市企画部企画政策課の皆様、熊本市行政管理部の皆様、菊池市政策企画部の皆様に心より感謝致します。なお、本研究の一部はJSPS科研費15K16097、18H03493の助成を受けたものです。

注

- (1) Facebookグループページ「熊本地震 支援グループ (熊本大好き)」や「熊本地震 復興支援コミュニティ」等、複数のグループページにおける投稿やコメント等を収集し、分析。
- (2) Google AdWordsはGoogle社が提供する広告出稿サービス。無料で利用できるキーワードプランナー機能では、指定したキーワードに対する検索ボリューム数と傾向を取得できる。また、時間や地域などの条件指定も可能である。
- (3) 指定したターゲット設定と期間で、キーワードとその類似パターンが検索された平均回数を概数で示したもの。
- (4) 5：とてもあてはまる、4：ややあてはまる、3：どちらともいえない、2：あまりあてはまらない、1：全くあてはまらない、の5段階評価。

参考文献

- ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム (2014) 「平成 25 年度防災・災害情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」
 <http://www.aspicjapan.org/information/guidguide/pdf/bousai_open.pdf> Accessed 2018, May 1.
- Code for AIZU(2016) 「会津若松市消火栓マップ」
 <http://aizu.io/app_list/hydrant/> Accessed 2018, May 1.
- 福野泰介(2016) 「日本のオープンデータ都市マップ」
 <<http://fukuno.jig.jp/2013/opendatamap>> Accessed 2018, May 1.
- IPA 独立行政法人情報処理推進機構 (2013) 「共通語彙基盤整備事業」
 <<https://goikiban.ipa.go.jp/>> Accessed 2018, May 1.
- 入江さやか (2015) 「被災地域住民の求める「生

- 活情報とは～2014年広島豪災害における調査から～」, 『放送研究と調査』65 (8), pp.48-69
- 川崎市 (2016) 「かわさき防災アプリ」
 <<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000000000.html>> Accessed 2018, May 1.
- 経済産業省 (2009) 「海外におけるオープンデータガバメントの取り組み」
 <http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-meti/opengov/opengovreport.html> Accessed 2018, May 1.
- 国土地理院 (2018) 「防災アプリケーションの公募の取組」
 <<http://www.gsi.go.jp/kikaku/bousai-app.html>> Accessed 2018, July 16.
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (2012) 「電子行政オープンデータ戦略」
 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120712_siryous2.pdf> Accessed 2018, May 1.
- (2013) 「世界最先端 IT 国家創造宣言」
 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ppd/20130614/siryous5.pdf>> Accessed 2018, May 1.
- (2016) 「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進～課題解決のためのオープンデータの「実現」～」
 <<https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/dodocumen/opendata2.0.pdf>> Accessed 2018, May 1.
- (2017) 「オープンデータ基本指針」
 <https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/dodocumen/data_shishin.pdf> Accessed 2018, May 1.
- 三浦麻子, 鳥海不二夫, 小森政嗣, 松村真宏, 平石界 (2016) 「ソーシャルメディアにおける災害情報の伝播と感情：東日本大震災に際する事例」, 『人工知能学会論文誌』31 (1), pp.1-9

- 内閣官房 (2018) 「オープンデータ取組自治体一覧」, 『政府CIOポータル』
 <<https://cio.go.jp/policy-opendata>> Accessed 2018, May 1.
- 内閣府 (2016) 「第5期科学技術基本計画」,
 <<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5hhhonb.pdf>> Accessed 2018, May 1.
- 日本気象協会 (2014) 「防災情報「全国避難所ガイド」」
 <<https://www.jwa.or.jp/news/2014/10/post-000434.html>> Accessed 2018, May 1.
- 荻島和真, 松井健, 福安真奈, 浦田真由, 遠藤守, 安田孝美 (2016) 「防災情報における自治体オープンデータの現状と展望 ～市民利用を見据えた災害時生活情報のオープンデータ化～」, 『2016年社会情報学会 (SSI) 学会大会研究発表論文集』
 <<http://www.sgu.ac.jp/soc/ssi/papers/43.pdf>> Accessed 2018, July 16.
- OpenGovLab (2018) 「オープンガバメントとは?」
 <<http://openlabs.go.jp/>> Accessed 2018, May 1.
- 総務省 (2014) 『平成26年版情報通信白書』
- 首相官邸 (2013) 「G8サミットにおけるオープンデータに関する合意事項 (英文・仮訳)」
 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/dda4/sankou8.pdf>> Accessed 2018, May 1.
- (2016) 「官民データ活用推進基本法」
 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/detakatsuyo_honbun.html> Accessed 2018, May 1.
- 地方自治情報センター (2014) 「地方公共団体におけるオープンガバメントの推進に関する調査研究」
 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/jichijichib/dai2/siryoushoushi.pdf>> Accessed 2018, May 1.
- 東京都 (2017) 「東京都オープンデータ防災アプリコンテスト受賞作品の紹介」
 <<http://opendata-portal.metro.tokyo.jp/www/contents/1491984329047/index.html>> Accessed 2018, July 16.

原著論文

民放ネットワークを通じた放送規制の間接的影響： クイズ番組による関西からの情報発信

Indirect Influence of Regulation of Program types on Affiliated television station through Television Network : Sending Programs from Kansai to Tokyo with Quiz show format

キーワード：

放送の多様化, 番組調和原則, 準キー局, 高等教育の大衆化, 地方の情報発信

keyword :

Diversity of broadcasting, Program Harmony Principle, Sub-key TV station, Popularization of Higher education, Transmission of Local information

京都大学大学院教育学研究科 木下浩一

Graduate School of Education, Kyoto University Koichi KINOSHITA

要約

放送制度では多元性・多様性・地域性が重視されてきたが、地上波テレビにおいては東京一極集中が進行している。しかしながら1975年以前には、フリーネットやクロスネットが存在し、現在よりも多様性が高かった。なかでも、教育局である日本教育テレビ(NET)と準教育局である毎日放送テレビ(MBSテレビ)によるネットワークは、多様な展開をみせた。一方でNETとMBSテレビは、教育局・準教育局ゆえに、教育番組や教養番組であっても視聴率がとれる番組を追求した。その結果、1960年代末にクイズ番組が大量に編成された。「クイズ局」と呼ばれたこの現象は、商業教育局による特異なネットワークにおいて、いかにして生じたのだろうか。

本稿では、「クイズ局」という事象を史的に分析し、番組種別の規制がネットワークを通じて傘下の送り手に与えた影響を明らかにした。結論は以下の通りである。「クイズ局」という現象は、クイズ番組という形式が、教育局が量的規制をクリアしつつ高い娯楽性を実現するのに有効であったと同時に、ネットワークを組んだ在阪局が東京へ情報発信する上で有効な形式であったがために生じた。番組種別の量的規制は、規制対象の局に影響を与えるだけでなく、ネットワーク関係にある局に対しても影響を与えたことが確認された。

Abstract

Though the broadcasting system in Japan has emphasized plurality, diversity, and locality, terrestrial television is becoming increasingly concentrated in Tokyo. Before 1975, however, there was greater diversity than at present, partly due to the existence of “free networks” and “cross networks”. Networks involving the educational broadcaster Nippon-Educational-Television (NET) and the semi-educational broadcaster Mainichi Broadcasting System TV (MBS-TV) developed particular diversity. NET and MBS-TV sought to produce programs that could secure high audience ratings even while being educational or cultural in nature. As a result, large numbers of quiz shows were created at the end of the 1960s.

This study analyzes the phenomenon of “the quiz station” historically, and reveals the influence of regulations of program types on affiliated television stations through their networks. The conclusions are as follows. The quiz show format was highly entertaining, while still enabling educational stations to fulfill regulations about the quantity of educational programs they broadcast. It was also an effective format when an affiliate station in Osaka sent information to Tokyo. That is why “the quiz phenomenon” occurred. In this way, regulation of program type quantities influenced not only television stations, but also their network relationships.

1 はじめに：問題と背景

放送法改正の議論が再び浮上している。2010年の放送法改正において、番組制作（ソフト）と放送（ハード）の分離が企図された。現在の議論では、よりいっそうの分離が論点となっている。テレビ番組を視聴者に届ける伝送路は、必ずしも放送波である必要はないということだ。放送の存在意義が根本から問い直されている。

規制当局が「三原則」と呼ぶように、放送に関する規制や制度は、多元性・多様性・地域性の3つを重視してきた。当局は原則に基づき、地上波ラジオ・テレビに続き、BS放送やCS放送などを推進してきた。これらの政策が多元性・多様性・地域性を向上させたかについては様々な議論があるが、少なくともチャンネルの増加によって多元性は一定度高まった。

学術研究も多元性・多様性・地域性の点から論じられることが多い。しかしながら、3つの定義や解釈は様々である。多元性・多様性・地域性は、それぞれ独立した概念ではなく、重なり合うとの指摘も多い。多様性をもっとも重視する立場もあれば、地域性を重視する論者もいる。しかし共通しているのは、身近なマス・メディアである地上波テレビにおいて、東京への集中を問題視している点である。

東京一極集中は、地上波テレビにおける民放ネットワーク（以下、適宜ネットワークと略記）の問題と重なる。ネットワークに属するローカル局⁽¹⁾のほとんどは、自社制作比率10%に満たない。日本全国の人々は、東京で作られた番組を大量に視聴している。

従来の研究は、民放ネットワークを問題としつつも、ネットワークに属するテレビ局の力関係を固定的にみしてきた。しかしながらキー局は、番組を配信する一方で、番組を受ける立場でもある。またキー局以外の局が、自ら番組を制作し配信する場合もある。

そこで本稿は、日本教育テレビ（NET）と毎日放送（MBS）テレビに着目する。東京で劣位にあったNETと大阪で優位にあったMBSテレビの力関係は、東京と東京以外の局の力関係としては、もっとも接近したものであった。

両局はそれぞれ教育局と準教育局として開局し、「教育」「教養」⁽²⁾の高い編成比率が課せられるなど、他の民放よりも強い規制を受けた。そのようななか、MBSテレビは最大時、ネットワークのプライムタイム⁽³⁾28時間のうち約10時間を、自らがキー局となって番組を配信する、いわゆる発枠としていた⁽⁴⁾。現在の在阪局の発枠が3-4時間程度であることを考えると、約3倍の時間量を大阪から東京に配信していた。

一方でNETとMBSテレビは、他の一般局との競争において、教育局／準教育局ゆえに不利な状況にあった。なかでも「教育」「教養」あわせて83%以上の番組編成比率を課されたNETは、教育番組や教養番組でありながら高い視聴率がとれる番組を模索した。

そのひとつが、クイズ番組であった。1960年代末、NETはクイズ番組を大量に編成し、他局から「クイズ局」⁽⁵⁾と呼ばれた。「クイズ局」という現象は、商業教育局のネットワークにおいて、いかにして生じたのだろうか。

本稿は、NETが放送したクイズ番組を事例として、NETとMBSテレビの関係に着目する。キー局以外の局が民放ネットワークのなかで、いかにして番組を配信していったのか。この史的分析から、放送制度が間接的に影響したこと、つまりは、特定の局に対する制度変更が当該の局以外に影響を与えたことを明らかにする。

尚、教育局や準教育局は、一義的には放送法などによって規定された存在であった。「教育」や「教養」などの番組種別⁽⁶⁾も、現在に至るまで放送制度の枠内にある。したがって本稿は、放送制度や放送規制に基づいた議論を前提としている。

2 先行研究・方法と資料

2.1 先行研究

放送制度や放送規制については、法学系や政策論あるいはメディア論などに多くの論考がある。近年は放送制度を、企業や事業に対する制約としてのみ捉えるのではなく、様々な要素との相互作用のなかで社会的に形成されていくといった見方が主流である。ここでは民放ネットワークについて、特に放送制度との関連を重視した論考を中心にみていきたい。

村上聖一（2010）は、法的位置づけが不明確な民放ネットワークが、現実には大きな影響力を有していることを問題視している。村上は、民放ネットワークの形成過程とその議論を史的に分析し、全体像を提示した。村上はネットワークの問題点として、「地域性の維持といった経営の論理では解決できない問題」（村上，2010：49）などが残されたことをあげている。また村上（2016）は、ローカル局の自社制作比率に着目して分析を行い、放送法などが「機能を発揮しにくい」背景に、ネットワークの存在があるとしている。しかしながら村上自身が課題としてあげているように、「広告営業」（村上，2010：49）をめぐるキー局／ローカル局の関係や、新聞社や行政当局との関係については十分に明らかになっていない。

橋本純次（2016）は、人口減少・少子高齢化時代における地方局のあり方を検討するなかで、村上同様に民放ネットワークを問題視し、「全国における番組の画一化により生じた『地域性』の毀損こそが最大の問題である」（橋本，2016：85）としている。橋本によれば「健全な経営基盤が確立されること」（橋本，2016：91）によって、地方局の番組内容が地域性を高める可能性があるという。また橋本は、東北の民放テレビ局22社を対象にアンケート調査を行い、地方局は「県域外への情報発信の必要性を感じている」（橋本，2016：94）としている。橋本は、ネットワー

ク内における関係について「キー局もしくは準キー局による支配」（橋本，2016：95）と述べるなど、キー局と準キー局を支配する側、それ以外の局を支配される側と捉えているようである。しかしながら準キー局は、必ずしも支配する側とは限らず、一面でローカル局である。

脇浜紀子（2013）は、「多元的で多様な放送を実現するためには、在京キー局以外のリーダーシップも望まれる」（脇浜，2013：16）として、ネットワークにおける東京キー局への一極集中を問題視している。脇浜は、関西や中京圏などを放送エリアとする、いわゆる基幹局に着目し、2002年度から2007年度⁽⁷⁾における放送事業の効率性を、DEA(包絡分析法)と回帰分析によって検証している。これらの分析から、従来の研究結果と異なり、「自局で番組を制作した方」（脇浜，2013：24）が効率値が高い結果が得られたという。すなわち、基幹局のなかで自社制作比率が相対的に高い「関西の局のモデル」が支持されたという。脇浜の導いた結論は興味深い。一方で、因果関係について疑問が残る。つまり関西の局は、自社制作比率が高いから効率性が高いのか、それとも効率性が高いから自社制作比率が高いのか、そのいずれかが不明である。脇浜の分析期間は6年であるが、より長期的な変化をみる必要があるだろう。

これらの先行研究からみえてくる課題は、ネットワークに属するテレビ局の力関係を固定的にみている点があげられる。伊豫田康弘（1996）が指摘するように、ネットワークは「相互補完」（伊豫田，1996：27）の関係にある。キー局は主に番組を制作し、ネットワークの各加盟局に配信するが、一方で番組を受ける立場でもある。またキー局以外の局も、キー局からの番組を受けるだけでなく、時には自らも番組を制作しキー局などへ配信する。番組の流れる方向に偏りがあり、放送局の力関係は非対称であるものの、あくまで双方向の関係としてみる必要がある。

したがって本稿では、これら先行研究の課題を克服するため、既述の通り、NETとMBSテレビの関係に着目する。約16年にわたる両局のネットワーク関係から、キー局以外の局がいかにしてネットワークのなかで番組を配信していったのかを明らかにする。ただし、分析対象は2局であっても、放送された番組は膨大である。したがって番組については、NETで放送されたクイズ番組に絞って検討する。

2.2 研究の方法と資料

2.2.1 史的アプローチ

本研究は歴史研究である。NETとMBSテレビの組織やクイズ番組についての一次資料を分析し、さらに、メディア／コンテンツ／放送制度／テクノロジー／受け手との関係など、両局のクイズ番組をめぐる相互作用について、時間軸上で分析を行う。

史的分析に用いた資料について述べる。テレビというメディアにおいて、商業教育局や在阪局は周縁にある。それらに関する言及は、相対的に少ない。クイズ番組というジャンルも、ジャーナリズムやドラマなどに比べ、言及されることが少ない。したがって本研究では、以下の資料群を対象に広く渉猟した。具体的な資料群は、①新聞3紙（東京版『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の朝夕刊）、②放送関連雑誌⁸⁾、③社内報、④社友報や回顧録、⑤放送関連の年史、以上の5つである。これらのなかから、NET／MBS／クイズ番組それぞれに関する言及を抽出し、東阪のネットワークに関するものを時間軸上で再構成した。

時間軸上の構成にあたっては、以下の3段階のプロセスを踏んだ。1) 資料群⑤の年史等によりNET／MBS両局と地上波テレビ全体の通史を把握する。2) 資料群①の新聞3紙から抽出したNET／MBS／クイズ番組についての言及を時間軸上に構成する。3) 資料群④の社友報や回顧録によって送り手内部の思念を補完する。

結果として、資料群②の放送関連雑誌と資料群③の社内報は、ほとんど引用しなかった。

2.2.2 量的分析

「クイズ局」という現象は、一義的にはクイズ番組の量的拡大であった。したがって質的分析だけでなく、放送・制作されたクイズ番組の量的分析も行う。

量的分析においては、すべてのクイズ番組を集計することが望ましい。両局のすべてのクイズ番組を網羅的に把握することが可能な資料は、新聞各紙の番組欄のみであった。本稿では新聞3紙のうち、各年6月第1週の『読売新聞』（朝刊）の番組欄を用いた。この期間を対象とした理由は、通常もっとも大きな番組編成の見直し（改編）は春になされ、その改編が落ち着きをみせるのが6月頃だからである。国政選挙の影響などによって通常編成と異なる場合は、翌週を分析対象とした。

クイズ番組は、ゲームの要素を含んだものも多く、また必ずしも番組タイトルに「クイズ」という言葉を含まない。しかしながら集計にあたっては、何らかの基準によって「クイズ番組」を選別する必要がある。本稿においては、1) サブタイトルを含む番組タイトルにクイズという言葉が含まれる、2) 新聞3紙においてクイズ番組として記述された、3) 主要な先行研究⁹⁾においてクイズ番組として扱われた、以上のいずれかに該当したものをクイズ番組とした。以下、番組名は《 》で括って表記し、適宜短縮した。

3 商業教育ネットワークの誕生

3.1 NETとMBSの歴史的な位置づけ

本論に入る前に、日本国内におけるテレビ放送の歴史を概観し、NETとMBSテレビをテレビ史のなかに位置づける。

日本の民間放送による本放送は、1951年にはじまった。中部日本放送（CBC）とMBSの前身

である新日本放送（NJB）である。ともにラジオ局であった。

1953年、NHKと日本テレビ（NTV）によって、国内最初のテレビ放送が開始された。テレビは時期尚早という見方もあったが、NTVは予想に反して、本放送開始から約半年で黒字を達成する。これによってテレビ免許の申請が殺到した。

1955年、東京でラジオ東京（KR）テレビが開局した。翌1956年には、大阪初の民放テレビである大阪テレビ（OTV）が開局した。OTVは朝日新聞と朝日放送（ABC）、そして毎日新聞とMBSが中心となって設立された局であった。

1950年代末、テレビの第一次大量免許が発行された。NETとMBSテレビも同時期に開局した。準教育局の讀賣テレビ（YTV）と札幌テレビ（STV）が開局したのも、同時期である。教育局と準教育局あわせて4局が開局した背景には、教育熱の高まりとテレビ批判があった⁽¹⁰⁾。

教育局と準教育局の開局から5年が経過した1964年、今度は科学技術専門の教育局として、日本科学技術振興財団テレビ事業本部（後の東京12チャンネル、現・テレビ東京）が開局した。先行した教育局の経営状態から、広告モデルを採用した商業教育局の存続は困難だとする見方が多いなかでの開局であった。同局は広告料の他に、企業からの寄付金によって運営する形をとった。しかしながら、本放送開始直後から経営状態は芳しくなく、開局2年後の1966年には、放送時間を約1/3に短縮せざるをえなかった⁽¹¹⁾。教育局や準教育局は、その免許要件が経営上の軛となり、各局は当局などに対して一般局化を強く要望した。

1967年、準教育局の3局はすべて一般局となり、日本国内の準教育局は消滅した。一方で、NETと東京12チャンネルは一般局化されず、教育局として存置された。両局が一般局化されたのは、6年後の1973年であった。商業教育局が国内に存在したのは、1958年から1973年の約15年

であった。

商業教育局が消滅した2年後の1975年、いわゆる「腸捻転」⁽¹²⁾が解消された。「腸捻転」とは、毎日系と朝日系のネットワークにおいて、大阪局のみが捻れた状態を指す。つまり毎日系のネットワーク内に朝日系のABCが存在し、朝日系のネットワーク内に毎日系のMBSが存在した。「腸捻転」解消によって、新聞によるテレビの系列化が完成し、同時に、約16年にわたるNETとMBSテレビのネットワーク関係が終焉した。

この16年は、テレビ産業の成長期であり、日本の高度成長期と重なる。高等教育、なかでも大学教育が大衆化した時期でもある。そのような時期に、一般局と異なる商業教育局が存在し、東阪でネットワークを組んだ。

3.2 NET開局の状況：テレビ単営の教育局

既述の通り1955年、NTVに続いてKRテレビが開局し、1959年まで関東圏は民放2局態勢が続く。

1959年2月にNET、続いて同年3月にフジテレビジョン（以下フジテレビ）が開局し、現在に続く4大キー局が出揃った。

NETは教育局ゆえに、他局と異なり、学校放送番組⁽¹³⁾を中心とした多くの教育番組を制作する必要があった。免許の付帯条件に示された番組種別は、「教育」53%以上「教養」30%以上、「報道」「その他」「広告」は若干とされた。

後発のNETとフジテレビは、激しい開局争いを演じた。両局ともに、当初は4月に本放送を開始する予定であった。しかしながら、フジテレビが開局を3月に前倒しすると、NETも自らの開局を2月に早めた⁽¹⁴⁾。このような開局争いは、ラジオを含めた先発局の状況から、少しでも早い方が有利だという認識に基づいていた⁽¹⁵⁾。

NETはテレビの単営⁽¹⁶⁾であり、ゼロからの開局であった。4年前に開局したKRテレビは、ラテ兼営であった。ラジオの前史を有するKRテレビは、ハード・ソフト・人材など、あらゆる面に

において有利であった。それに対してNETは、スタジオなどの設備は不十分であり、制作能力も低かった。NETは国内外のフィルム番組などを調達し、番組の不足を補った⁽¹⁷⁾。

3.3 ネットワーク問題の前景化

既述の通り、テレビの本放送がはじまる2年前の1951年、「日本初の民間放送」⁽¹⁸⁾としてCBCが開局した。同日、MBSの前身であるNJBもラジオ放送を開始した。

1956年、関東圏に続き、関西圏でOTVが開局する。MBSとABCなどの合同で設立されたOTVは、テレビの単営であった。

1950年代末の第1次大量免許発行によって、関西地区に、新たに3つの民放テレビが開局した。YTVと関西テレビ(KTV)、そしてMBSテレビである。OTVの経営に参画していたMBSは、OTVから離脱し、新局としてMBSテレビを開局した。OTVはABCが吸収合併した。第1次大量免許発行によって東阪に4局ずつ出揃うことで、ネットワークの問題が前景化する⁽¹⁹⁾。

大量免許発行以前の東阪には、民放テレビは東京に2局、大阪に1局のみであった。大阪のOTVは、東京のNTVとKRテレビ双方から番組配信を受けた⁽²⁰⁾。この形態はクロスネット、あるいはフリーネットなどと呼ばれ、受け局はキー局に縛られることなく、配信される番組を選ぶことができた。OTVは、NTVとKRテレビより後発であったが、大阪では独占であったため、番組交換の上で在京局に対して優位にあった⁽²¹⁾。優位なのは、東京が売り手となった場合だけではなく、OTVが売り手となった場合も、買い手の東京局は2局となり、OTVが優位となった。

結果的に、OTVにおけるKRテレビのネット比率は徐々にあがったが⁽²²⁾、それはNTVが、自らの系列局としてYTVを設立する要因となった⁽²³⁾。自らの系列局を設立すれば、その新局はNTVの番組のみを受けるからである。

ネットワークには、番組交換とそれに伴った営業の意味合いがあった⁽²⁴⁾。在京局は、自社の番組を関西に配信して売り上げ増大を目指す一方で、在阪局が制作した番組を調達した。在京局は在阪局に対して、優れた番組や視聴率のとれる番組の制作を要望する。なかでも制作能力の劣るNETは、ネットワークを組んだMBSテレビの制作能力を期待することになる。

3.4 教育局と準教育局に対して異なる規制量

教育局のNETは「教育」53%以上「教養」30%以上が義務付けられ⁽²⁵⁾、準教育局のMBSテレビは「教育」20%以上「教養」30%以上が義務付けられていた⁽²⁶⁾。両局に対する規制量の差は、志向の違いとなって現れた。

MBSテレビに義務付けられた「教育」の割合は20%以上であり、NETの53%以上に対して33%の差があった。NETは大量の教育番組を作らなければならなかったが、一方のMBSテレビは、NETから送られてきた教育番組を放送すればよく、自社で制作する必要はほとんどなかった⁽²⁷⁾。

さらにMBSとネットワークを組むことは、NETにとってMBSからの番組を受けることを意味したが、NETは番組種別の規制上、MBSから配信されてくる番組の多くも「教育」「教養」に分類する必要があった。

しかしながら教育番組は、高い視聴率が望めなかった。NETは教育番組における劣勢を、娯楽的な番組で挽回しなければならなかった。NETは一般局以上に、視聴率に対して敏感であった⁽²⁸⁾。

このように、MBSテレビからNETに配信される番組は、「教育」「教養」に分類可能であるとともに、高い視聴率が要求された。それらの背景には、教育局と準教育局に対する番組種別の規制量の違いが存在した。

3.5 ラジオの前史とMBSテレビ開局の延期

MBSは、在京・在阪の他の新局と異なり、ラ

ジオの前史を有していた。日本でいち早く開局した民放ラジオ局NJBを前身とするMBSは、民放のパイオニアを自負していた⁽²⁹⁾。

1951年NJBはラジオ開局の2日後から、1日17時間の長時間放送を行った⁽³⁰⁾。26年前に放送を開始したNHKが1日17時間の放送を行っており、NJBも同程度の時間量の放送を行わなければ、聴取者がNHKに流れてしまう可能性があった。開局当初からの長時間放送は困難だと思われたが、結果的にNJBは達成した。

当初からNJBは、帯での編成、つまり週を通して同じ時刻に同種の番組を編成する手法を採用した。NJBはニュースなどに加えて、クイズ番組を月曜から土曜の帯で編成した⁽³¹⁾。民放最初のクイズ・ブームは、自らの前身であるNJBがおこしたとMBSは自負していた⁽³²⁾。

開局が早かったMBSは、スポンサーといち早くつながりを持ち、相対的に営業が強かった⁽³³⁾。高い営業能力を有するMBSテレビでは、多くの発枠を獲得し、自らセールスすることが自社の利益につながった⁽³⁴⁾。

現在、キー局以外の局は、自社で番組を作らず、キー局が配信する番組を受けた方が利益につながるとされる。これは裏返せば、在京キー局は少しでも多くの発枠を確保し、自ら番組を制作して営業した方がメリットが大きいことを意味している。キー局の拡大志向とローカル局のキー局依存は表裏一体であるが、NETとネットを組んでいた頃のMBSテレビは、現在のキー局に近い状況にあった。

ラジオの放送開始以来、順調にみえたMBSであったが、テレビの開局において大きく躓いた。放送史上において稀な、開局の延期である⁽³⁵⁾。当初MBSテレビは1958年12月1日からの開局を予定していた⁽³⁶⁾。それはKRテレビとのネットワークを前提としていた。しかし開局直前KRテレビとの交渉が不調に終わり、ネットワーク協定の締結に至らなかった⁽³⁷⁾。MBSテレビは、期待

していたKRテレビからの番組配信を受けられない事態となった。7年前のラジオの開局において開局当初からの長時間放送を独力で行ったMBSであったが、ネットワークの存在なしには、テレビの開局は不可能であった⁽³⁸⁾。KRテレビは、OTVを引き継いだABCとネットワーク関係を結んだ。最終的にMBSは、開局と同時にNETとネットワークを組む。

劣位にあったNETとネットワークを組んだMBSテレビは、ネットワーク内において相対的に地位が高かった。これらを背景に、MBSテレビは大阪にあってキー局を志向した。

4 「クイズ局」以前の状況

図1は、1960年代において各キー局が放送したクイズ番組数の変化である。1960年代後半の山が、NETが「クイズ局」と呼ばれていた時期である。本章では「クイズ局」以前（1959-1967年）のNETのクイズ番組をみていく。

4.1 低調なクイズ番組とCM出稿の変化

1959年、民放テレビ各局は、クイズ番組をほとんど制作していない。NETもクイズ番組は制作していなかった。MBSテレビも同様に、クイズ番組はほとんど制作していない⁽³⁹⁾。

一方でNHKは、3つのクイズ番組を放送して

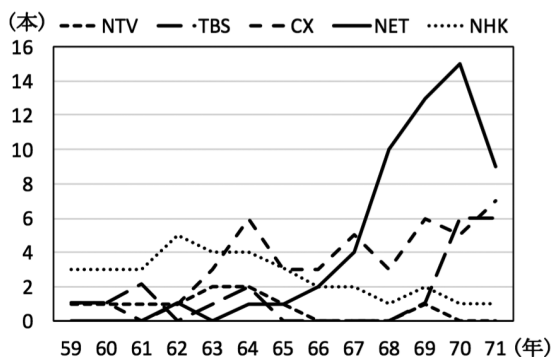


図1 放送局別のクイズ番組の本数

いた。《ジェスチャー》《私の秘密》《私だけが知っている》である。これらは、読み上げ問題に解答する形式ではなかった。解答者はタレントなどで⁽⁴⁰⁾、後のバラエティに近い形式であった。

1962年NETは《なんでもクイズ》の制作を開始した。司会者が落語家の林家三平であったことなどから、一定の娯楽性を有していたと推測される。同年11月NETは《時はカネなり》というクイズ番組を編成した。タイトル通り、時間を意識したクイズ番組であった。これらの番組は、いずれも短命に終わった。

東阪8局が出揃うことで競争が激化した。それは視聴率競争となって表れた。放送評論家の志賀信夫によれば、1964年頃から「視聴率」という言葉が新聞の紙面などで目立つようになり、視聴率競争が前景化したという⁽⁴¹⁾。

テレビ・コマーシャルのセールスには、大別すると、タイムセールスとスポットセールスの2種類がある⁽⁴²⁾。長期的な広告出稿が前提となるタイムセールスに対して、スポットセールスは短期が基本となる。本放送開始以来、テレビ広告はタイムセールスによるタイムCMが主であったが、視聴率競争が前景化した1965年頃から、スポットセールスによるスポットCMが増加した⁽⁴³⁾。広告を出稿する側のスポットCMのメリットは、「挿入時間帯や時期、それに掲載量を自由に選べる」⁽⁴⁴⁾点にあった。放送局側のメリットとしては、スポンサーの意向から比較的自由なことがあげられる⁽⁴⁵⁾。スポットCMの料金は、基本的に視聴率をベースに算出される⁽⁴⁶⁾からだ。

視聴率を基にしたスポットセールスの増加によって、視聴率重視の傾向が強まる。またスポンサーの意向から自由であることは、裏返せば、スポンサーの意向を汲み取った営業活動が制限される。営業能力の優位性は、スポットCMにおいては相対的に低下する⁽⁴⁷⁾。視聴率の低さを営業能力でカバーすることは、難しくなってくる。

しかしながらクイズ番組は、他のジャンルより

もタイムセールスによるCM出稿が多かった⁽⁴⁸⁾。クイズ番組は相対的に、営業能力の高さを生かすことができる形式であった。

4.2 視聴者参加の高まりと批判

1963年にNETで放送が開始された《アップ・ダウン・クイズ》は、MBSテレビの制作であった。同番組は、知識に関する問題を読み上げ、早押しで解答する形式であった。正答数によって解答席のゴンドラが上下し、視覚的に優劣を表現した。《アップ・ダウン》は長期にわたって全国的な人気となる。同番組の誕生は、MBSテレビによるNETへのクイズ番組の配信が始まり、また成功したという意味において大きかった。

1950年代末の大量免許発行によって競争が激化し、各局は競うように、放送時間を延長していった⁽⁴⁹⁾。放送時間の延長はタレント不足を招き、クイズ番組も解答者が不足するようになる。この頃のクイズ番組の解答者は、文化人や知識人であった⁽⁵⁰⁾。

解答者不足を補うように、1960年代半ばから、一般視聴者から選ばれた解答者がスタジオでクイズ問題に答える、いわゆる視聴者参加型が増加する⁽⁵¹⁾。MBSテレビ《アップ・ダウン》も、ゲスト大会を除き、解答者は一般視聴者から選ばれた。

クイズ番組における視聴者の参加性が高まると、様々な教養レベルの人たちが参加するようになった。結果として出題される問題の難易度に幅が生じたが、問題は易しすぎても難しすぎても視聴者から批判された⁽⁵²⁾。クイズ番組で出題される問題は、視聴者に馴染みのある教科書を中心としたものが少なくなかったが、だからこそ余計に視聴者からの批判が多かった⁽⁵³⁾。

5 「クイズ局」時代の番組内容と受容

1960年代後半になると、東阪の制作環境の差が拡大する。設備・スタッフ・出演者などにおい

て東京が優位となり、在阪局はドラマ制作の拠点を東京へ移す⁽⁵⁴⁾などの対応をみせはじめる。

しかしながらクイズ番組の制作において、東阪の格差は小さかった。在阪局が東京へ番組を配信する上で、クイズ番組という形式の有利性は、相対的に高まった。

5.1 番組内容：ゲーム性と視聴者参加

本節では、主に新聞のプログラム欄と記事を用いて、「クイズ局」におけるクイズ番組の内容をみていきたい。表1は、1969年におけるNETのクイズ番組である。特徴として、次の3つがあげられる。

第1に、知識を問わない出題形式が多かった。知識以外の要素をもって選抜したのは6タイトル、週10本にのぼった⁽⁵⁵⁾。例えば、NET《インスピレーション・クイズ》では、解答者は「ヤマカン」⁽⁵⁶⁾でクイズに答えた。知識以外の要素を採り入れることで、NETは、知識量や早押しに劣る人々の参加を促した。NETは開局初期においても、知識を問わないゲーム性の高いクイズ番組を制作していたが、「クイズ局」と呼ばれた時期のクイズ番組も同様であった。

第2の特徴は、帯編成である。NET《パッチ

リ当てよう!》は、月曜から金曜の帯で編成された。1969年、TBSは昼のワイドショーの代わりに、クイズ番組《ベルト・クイズQ&Q》を帯で編成し⁽⁵⁷⁾、NETに追随した。

第3の特徴として、視聴者参加型が多いことがあげられる。表1の9本のうち、1本を除いた8本が視聴者参加型であった。1960年代半ばに高まった視聴者の参加性は、「クイズ局」時代に入り、それまで以上に高まった⁽⁵⁸⁾。

視聴者の参加性が高まると、1960年代半ば同様に、出題の難易度が問題となった。1973年2月2日付『読売新聞』(朝刊)に、NET《クイズ・タイムショック》の問題が「とてもやさしくなった」のではないかとの質問が、視聴者から寄せられている。NETの担当者は回答のなかで、「一般出場者は一度出たらあとは出られない規定もあって最近では反射神経の鋭い出場者が減ってきています」と、内部事情を吐露している。一般の解答者に頼った番組作りは、困難になっていた。

5.2 批判と受容からみた「クイズ局」現象

「クイズ局」時代の視聴者の受容は、どのようなものであったのか。総体を明らかにするのは困難であるが、新聞の投稿欄から一部を推察する。

「クイズ局」時代のクイズ番組は、多くの批判を浴びた。具体的には、①タレント解答者への依怙臆員・やらせ疑惑、②タレント解答者の無教養、③ゲーム性の過剰、④商品の高額化、などである。

一方で、肯定的な受容も少なくなかった。クイズ番組は勉強になるという言葉は、NETが本放送をおこなっていた期間を通じて存在した。なかでも、MBSテレビ《アップ・ダウン》とNET《タイムショック》は高く評価された。1969年12月7日付『読売新聞』(朝刊)によると、テレビ番組についてのアンケート調査で、両番組は「良い内容」の1位と2位にランクされている。

同年12月7日付の『読売新聞』(朝刊)によると、クイズ番組の司会者の「まじめな態度」が、視聴

表1 1969年NETで放送されたクイズ番組

	番組名	知識以外の要素の有無	一般解答者の有無
1	インスピレーション・クイズ	○	○
2	クイズ大作戦	○	×
3	パッチリ当てよう!	○	○
4	クイズその手にのるナ!!	○	△
5	ゴールデンクイズにつぼん	○	○
6	クイズ・タイムショック	×	○
7	ランデブークイズ・ペアでハッスル	×	○
8	ダイビング・クイズ	○	○
9	アップダウン・クイズ	×	○

者に好感をもって受け入れられていた。クイズ番組を入学試験や学校教育と重ね合わせる受容言説も、多くみられた。

5.3 MBSテレビ一般局化の影響

1967年、NETとMBSテレビのネットワークに大きな変化が生じた。同年11月の放送免許の更新において、MBSテレビが一般局となったのである。MBSテレビの一般局化に先立つ1964年、臨時放送関係法制調査会の答申が提出されている。同答申は、教育放送は営利目的と調和しないことは実証済みであるとし、商業教育局の廃止を示唆した⁽⁵⁹⁾。MBSテレビの一般局化は、この答申に沿ったものといえた。

MBSテレビは一般局化によって、「教育」や「教養」の量的規制から実質的に開放された。準教育局のYTVとSTVも同時期に一般局化し、準教育局は消滅した。これに対して、NETの一般局化は見送られ、教育局として存置された⁽⁶⁰⁾。番組種別の量的規制において、NETとMBSテレビの差は拡大し、4大ネットワーク東阪8局のうち、NET以外のすべてが一般局となった。NETの劣位性は相対的に高まった。

YTVの社内報は、NETが教育局として存置されたことについて、「番組ネットを組んでいる局にとっても頭の痛い問題でネットワークに影響が出てくるであろう⁽⁶¹⁾」としている。

これらの変化によってNETは、MBSテレビから送られてくる番組に対して、これまで同様に「教育」「教養」に分類可能でありながら、今まで以上に高い娯楽性を求めるようになった。

5.4 量的変化：MBSの高い制作比率

ここで、NETが「クイズ局」と呼ばれていた時期の量的変化を、制作局ごとにみていきたい。表2-Aは、クイズ番組数の変化である。帯で編成されたものは、例えば月曜から金曜ならば、5本として集計した。表2-Bは、クイズ番組数の

表2 「クイズ局」前後のNETクイズ番組の量
A) 制作本数の内訳（/週）

年		1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
NET	制作数	2	7	9	10	7	7	1	1
	制作率	50%	30%	31%	33%	22%	22%	67%	67%

B) 制作タイトル数の内訳（/週）

年		1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
NET	制作数	2	2	5	6	2	2	1	1
	制作率	50%	60%	44%	45%	50%	50%	67%	67%

（『読売新聞』の番組欄をもとに筆者が作成）

タイトル数の変化である。帯で編成されたものであっても、1タイトルとして集計した。表2-Aと表2-Bからは、クイズ番組の急増以外の大きな特徴として、次の2つが認められる。

第1に、1973年にクイズ番組が急減している。1973年はNETが一般局となった年であり、NETにおけるクイズ番組は一般局化とともに急減した。

第2の特徴として、番組タイトルの半数をMBSテレビが制作していたことがあげられる。「クイズ局」という呼称はNETに対するものであったが、その番組の約半数はMBSが制作し、NETに配信したものであった。

5.5 MBSテレビのキー局化：東京12チャンネルとの関係

MBSテレビが一般局となった1967年、同局は東京12チャンネル（元・日本科学技術振興財団テレビ事業本部、現・テレビ東京）への番組配信を開始した。NETも対抗的措置として、サンテレビジョンや京都テレビなどの関西エリアの独立U局に対して番組配信を始め、両局の関係はより悪化した⁽⁶²⁾。

1969年MBSテレビは、東京12チャンネルとネットワーク協定を結ぶ⁽⁶³⁾。これによってMBSテレビは、受け局としてNETと東京12チャンネルのクロスネットになると同時に、東京12チャンネルに対して送り出し局、つまりキー局となった。単なるクロスネット、つまりは受け局として複数のキー局をもつネットワーク関係は、現在も存在する。しかしながら「クイズ局」時代のMBSテレビのように、送り出しの局としてもクロスネットである状態、つまり受け／送りともにクロスネットの状態は極めて珍しい。管見の限り、1950年代末のOTVを除いて存在しない。MBSテレビ開局の際、多くの人材がOTVからMBSテレビに移籍したが、MBSテレビの東京12チャンネルへの接近は、経営上非常に有利であったOTV時代の状態を目指したともいえる。

MBSテレビの動きは東京12チャンネルの買収を視野に入れたものであり、場合によっては「東京毎日放送」⁽⁶⁴⁾が設立される可能性もあったとの指摘もある。それが現実となれば、東阪の局の双方がキー局であるダブルキーなどではなく、完全なる在阪キー局の誕生であった。

5.6 NET内部の変化：朝日新聞のプレゼンス

NET内部における、経営上の力関係はどのようなものだったのだろうか。社名が示すように、後のテレビ朝日では、朝日新聞が最大のプレゼンスを有した。しかしながらNET時代には、朝日新聞のプレゼンスは必ずしも大きくはなかった。

設立当初のNETでは、旺文社・東映・日本経済新聞社の3社が、経営上において大きな力をもっていた。本放送開始時のNET社長は、旺文社社長の赤尾好夫が務めた。理想派であった赤尾のもとで、NETの経営状態は芳しくなかった。

本放送開始の2年後には、現実派の東映社長・大川博が社長となり、経営状態は急速に改善された。しかしながら1965年、4年にわたってNET社長を務めた大川が「突然辞意を表明」⁽⁶⁵⁾する。

その際、東映がもっていた大量の株が、朝日新聞に譲渡された⁽⁶⁶⁾。朝日新聞は、放送への進出において新聞他社に遅れをとっていたが、朝日新聞のNETにおける最初の大きな足がかりは、1965年における、東映からの大量の株式譲渡であった⁽⁶⁷⁾。同年から、NETにおける朝日新聞のプレゼンスは徐々に高まり、1970年、NETに初めて朝日新聞出身の社長が誕生する。

元NETの丸山一昭によれば、朝日新聞出身の社長はバラエティ番組の推進を強く指示したが、教育局であったNETは、「いきなりバラエティは作れない」⁽⁶⁸⁾状況だったという。1968年頃、NETは社内で広く企画募集を行なっている。採用された企画のひとつは、後年にわたって看板番組となるクイズ番組《タイムショック》であった⁽⁶⁹⁾。バラエティ番組の制作は困難であったが⁽⁷⁰⁾、クイズ番組は制作可能であった。

5.7 一般局化とネットチェンジの影響：MBSテレビの番組配信量の低下

1973年、ようやくNETが一般局化を遂げる。MBSの一般局化から、約6年が経過していた。古田（2009b）は、NETが教育局として存置されたことを「郵政省の執念」⁽⁷¹⁾とし、「放送の多様化」という当局の理念の存在を示唆している。

日本における5つの商業教育局のうち、より厳しい番組種別の規制が課された教育局の2局は、ともに在京であった。教育局が在京であったのは、東京が「人的・経済的に恵まれている」⁽⁷²⁾からであり、在京の教育局に「番組制作機関としての役割を果たさせる」⁽⁷³⁾ためであったとの指摘もある。

3.1の略史で述べたように、1975年のネットワーク変更によって、MBSはNETとのネットワーク関係を解消し、TBSとネットを組む。一方のNETは、ABCとネットワーク関係となった。このネットワークの変更は、MBSの番組配信の時間量に影響を与えた。かつてMBSは、プライムタイムに約10時間の発枠を有していたが、ネットワー

ク変更後は半分以上の「わずかに四時間」⁽⁷⁴⁾となった。

TBSという強力なキー局と組んだABCが番組をそれほど作らなかつたのに対して、「一弱」⁽⁷⁵⁾のNETと組んだMBSテレビは、多くの番組を大阪から配信した。しかしながらMBSテレビも、TBSとネットを組むようになると、それ以前のABCに合わせるかのように、番組配信量を低下させた。

教育局の消滅と新聞の系列化がもたらしたもののひとつは、大阪から東京への番組配信量の下方的平準化であった。

6 おわりに

6.1 史的分析の結果と結論

本稿の史的变化をまとめ、結論を述べる。

キー局を志向したMBSテレビは、多くの番組をNETに配信したが、両局に対する番組種別の規制量に差があったことから、NETはMBSテレビに対して「教育」「教養」への分類が可能で、なおかつ高い視聴率が期待できる番組を求めた。

テレビ放送が産業として発展していくなかで、視聴率重視の傾向が強まり、営業能力の影響は低下した。しかしながらクイズ番組は、営業能力の高さを発揮できる形式であり、MBSテレビは高い営業能力を有していた。

1960年代には、東阪の制作能力や制作環境の差が開いたが、それらに対する依存度が低いクイズ番組において相対的に差は小さかった。またMBSテレビは、クイズ番組の高い制作能力を持っていた。

「クイズ局」という現象が現れる直前、MBSテレビを含む準教育局が廃止された。これによってNETは、MBSテレビから配信される番組に対して、今まで以上に高い娯楽性を求めるようになった。同時にその番組は、番組種別の「教育」「教養」に分類可能である必要があった。

東阪8局のなかで教育局として取り残された

NETは、視聴率重視の傾向を強め、その結果、クイズ番組が急増した。急増したクイズ番組の約半数は、MBSが制作し配信した番組であった。

以上の分析結果をふまえ、本稿の主眼である放送制度との連関において、以下に結論を述べる。

クイズ番組という形式は、NETの放送制度上の要件と親和性が高く、NETにとって好ましい形式であったと同時に、より多くの東京への番組配信を望むMBSテレビにとって、NETへの発枠を確保する上で有効であった。これらを要因に、この時期のNETは多くのクイズ番組を自ら作るとともに、MBSからのクイズ番組の配信を受け入れ、結果としてクイズ番組が急増した。

さらに、1970年代なかばにおけるNETの一般局化と直後のネットチェンジは、MBSテレビの東京への番組配信量を低下させた。

これらの結論は、番組種別の量的規制が、規制の直接の対象だけでなく、ネットワーク関係にある局に対して間接的に影響を与えたことを強く示唆している。

6.2 課題と展開の可能性

東京一極集中が進む現状において、東京以外からの番組配信は、多元性・多様性・地域性を向上させる可能性が高い。東京以外の地域からの番組配信がなければ、つまりは東京からの番組発信ばかりであれば、たとえ多様性や地域性が高かったとしても、その内容は東京というフィルターを通したものになってしまう。

クイズ番組が、多元性・多様性・地域性においてどのような意味をもっていたのかについては、質的な分析を中心に、別途検討の必要がある。これらは課題とし、引続き検討していきたい。

謝辞

本研究は、放送人の会による聞き取り調査「放送人の証言」を資料に用いた。また本研究の成果の一部は、高橋信三記念放送文化振興基金の助成

による。ここに記して謝意を表します。

注

- (1) 本稿では、4大ネットワークに属する局のうち、東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・福岡の基幹局を除いた局をローカル局と呼ぶ。
- (2) 1950年代から現在に至るまで、番組種別は議論の対象となっている。特に1950-60年代においては、アカデミズムとジャーナリズムの双方で活発に議論された。なかでも「教育」「教養」「娯楽」の定義や線引きが議論の対象となった。
- (3) プライムタイムとは、午後7時から11時の時間帯を指す（日本民間放送連盟編，1991：231）。
- (4) 毎日放送（1991：126）、辻（2008：196）。
- (5) 『朝日新聞』（1969年9月28日付朝刊）
- (6) 放送免許の付帯条件に示される番組種別と、番組基準などに示された番組は同一ではない。「教育」「教養」は、あくまで番組種別であり、教育番組や教養番組と異なる。教育番組や教養番組は、各局の放送基準などに定められたが、番組種別の「教育」「教養」は不明確であった。
- (7) 資料上は、2003年度から2008年度である。
- (8) 結果的に、放送雑誌からの引用は行わなかった。理由は以下の2つである。1）ニュースやドラマについての言及が多く、クイズ番組については少ない。2）クイズ番組についての言及があっても、インタビューの引用や事実関係への言及が少なく、印象論や批評などが多い。
- (9) 小川（1998-2000）、石田・小川（2003）。
- (10) 古田（2009b：178）。同時期にNHK教育テレビも開局している。
- (11) 古田（2009b：192）
- (12) 日本民間放送連盟（1981：275）
- (13) 教育番組に関しては、放送法に具体的な要件が示されていた。教育番組には「学校教育又は社会教育のための放送の放送番組」があり（金澤，2006：62），教育番組は「①その対象とする者が明確であること ②（略）組織的かつ継続的であるようにすること ③その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること」（金澤，2006：62）が要件とされた。また学校放送番組については、「内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること」（金澤，2006：63）も求められた。
- (14) テレビ朝日社友会（2008：81-82）
- (15) 元NETの酒井平は、筆者の聞き取り調査（2017年4月12日）において、「1ヶ月でも違うと差をつけます」と答えている。
- (16) 放送業界では、ラジオとテレビを放送している局をラテ兼営（あるいは単に兼営）とよび、ラジオやテレビのみの局を単営という。
- (17) 古田（2009a：63）
- (18) 日本放送協会（2001：293）
- (19) 石川（2004：78-79）
- (20) 村上（2010：16）
- (21) 村上（2010：15）
- (22) 読売テレビ放送（1979：12）
- (23) 石川（2004：78）
- (24) この他、報道などの意味合いもあった。
- (25) 1962年、「教育」50%へ若干緩和される。
- (26) 古田（2009b：180-181）
- (27) 南木（1976：323，342）。古田（2009b：186）は、「教育専門局はどうか採算性が取れると判断される東京だけに限り、その局に番組制作・供給センターの機能を持たせて各局が支援する」のが、民放の「本音」だとしている。
- (28) 青木（1972：80）

- (29) テレビ朝日社友会 (1998:33), 松村 (2003:100)。
- (30) 毎日放送 (1991:32)
- (31) 毎日放送 (1961:83)
- (32) 同上
- (33) 毎日放送 (1991:243)。齋藤守慶「放送人の証言」(取材日:2003年5月23日, 聞き手:大山勝美・野崎茂)で, 齋藤は「営業活動なんていうのは(略)格段の相違で, 当時のNETはまったくダメでしたからね」と述べている。
- (34) 辻 (2008:196)
- (35) 南木 (1976:322)
- (36) 南木 (1976:318)
- (37) 南木 (1976:319)
- (38) 辻 (2008:165)
- (39) クイズ番組を制作していなかった理由は不明である。1960年過ぎまで, 各局はドラマなどの中心的ジャンルの制作に注力していた。
- (40) 石田・小川 (2003:23-26)
- (41) 志賀 (1970:215)
- (42) 日本民間放送連盟 (1991:296-298)
- (43) 『読売新聞』(1966年2月25日付朝刊)がニールセン社1965年の調査を伝えている。
- (44) 日本民間放送連盟 (1991:297-298)
- (45) 有馬 (1997:208-209)によれば, アメリカの送り手もスポンサーの意向に苦慮していた。
- (46) GRP(Gross Rating Point)を基に算出される。
- (47) スポットセールスと営業能力が無関係というわけではない。売上や代理店の料率は, 営業能力によって左右される場合もある。
- (48) 角間 (1978:37)
- (49) 1960年頃から各局は段階的に延長した。
- (50) 『読売新聞』(1963年12月14日付夕刊)
- (51) 『読売新聞』(1964年12月23日付朝刊)
- (52) 『読売新聞』(1965年3月21日付朝刊, 1965年8月25日付朝刊)
- (53) 『読売新聞』(1966年9月23日付朝刊, 同年9月25日付朝刊, 同年9月30日付朝刊, 他)
- (54) 荻野慶人「放送人の証言」(取材日:2002年3月29日, 聞き手:大山勝美・久野浩平)
- (55) 帯編成の1タイトルは, 例えば月曜から金曜の放送であれば, 5本として集計した。
- (56) 『読売新聞』(1967年4月23日付朝刊)
- (57) 『読売新聞』(1969年6月11日付朝刊)
- (58) 『読売新聞』(1970年1月23日付朝刊)
- (59) 「臨時放送関係法制調査会答申」(1964:119)
- (60) NETが教育局として存置された理由は, 本文5.7と注(27)で一部言及した。
- (61) 『よみうりテレビ社報』昭和45年11月15日, 1p.
- (62) 志賀 (1972:239, 246)は, 両局の関係を「犬猿の仲」と表現し, さらなる関係悪化に言及している。テレビ朝日社友会 (2000:124), 他。
- (63) 毎日放送の社史によれば「東京12チャンネルとの番組ネット関係」は, 東京12チャンネル開局の1964年から「一部始まって」いたという(毎日放送, 1992:311)。ネットワーク協定が文書によって交わされたかについては異論もある。
- (64) 辻 (2008:194-198), 村上 (2010:25)。
- (65) 全国朝日放送 (1974:111)
- (66) テレビ朝日社友会 (2005:80)
- (67) 南木 (1976:378)
- (68) テレビ朝日社友会 (2008:97)
- (69) 2017年4月26日, 東京・紀尾井町において, 元NETの知識洋治氏1人に対して3時間程度, 筆者が聞き取り調査を行なった。知識によれば, 同番組はNETの森尚武の企画であった。

- (70) 軍司 (1992: 252)
 (71) 古田 (2009b: 205)
 (72) 古田 (2009b: 185)
 (73) 古田 (2009b: 186)
 (74) 南木 (1976: 385)
 (75) 『朝日新聞』(1978年6月11日付朝刊)。
 在京キー局の力関係は「三強一弱」といわれ、「一弱」はNET(またはテレビ朝日)であった。

参考文献

- 青木貞伸 (1972) 『脱・茶の間の思想』社会思想社
 有馬哲夫 (1997) 『テレビの夢から覚めるまで』国文社
 石川研 (2004) 「日本の地上波商業テレビ放送網の形成」『社会経済史学』69(5), pp.71-88.
 石田佐恵子・小川博司編 (2003) 『クイズ文化の社会学』世界思想社
 石川研 (2005) 「生成期日本の地上波テレビ放送と輸入コンテンツ」『社会経済史学』71(4), pp.49-70.
 伊豫田康弘(1996) 「TVネットワークと地方政治」『マス・コミュニケーション研究』49, pp.25-35.
 小川博司 (1998-2000) 『クイズ形式の文化についての歴史的・比較文化的研究』(文部省科学研究費補助金研究成果報告書)
 角間隆 (1978) 『これがテレビだ』講談社
 金澤薫 (2006) 『放送法逐条解説』電気通信振興会
 木下浩一 (2017) 「放送規制における『構造規制』と『非公式な影響』」『京都メディア史研究年報』3, pp.207-224.
 黒田勇編 (2005) 『送り手のメディアリテラシー』世界思想社
 黒田勇・森津千尋・福井栄一 (2007) 「『放送の多様性』に関する事例研究」『関西大学社会学部 紀要』39(1), pp.39-59.
 黒田勇 (2012) 「地域社会における民間放送局の歴史と課題」『日本の地域社会とメディア』(研究双書154), pp.1-28.
 軍司貞則 (1992) 『ナベプロ帝国の興亡』文藝春秋
 志賀信夫 (1970) 『テレビ人間考現学』毎日新聞社
 ——— (1972) 『テレビ・裏面の実像』白馬出版
 全国朝日放送 (1984) 『テレビ朝日社史』
 辻一郎 (2008) 『私だけの放送史』清流出版
 テレビ朝日社友会 (1990~2016) 『テレビ朝日社友報』
 南木淑郎 (1976) 『楊梅は孤り高く』毎日新聞社
 日本放送協会編 (2001) 『20世紀放送史 上』NHK出版
 日本民間放送連盟 (1961) 『民間放送十年史』日本民間放送連盟
 ——— (1981) 『民間放送三十年史』日本民間放送連盟
 日本民間放送連盟編 (1991) 『放送ハンドブック』東洋経済新報社
 橋本純次 (2016) 「人口減少社会に調和する放送制度のあり方」『情報通信学会誌』33(4), pp.81-98.
 古田尚輝 (2005) 「『鉄腕アトム』の放送に関する時代考察」『成城大学コミュニケーション紀要』17, pp.47-95.
 ——— (2009a) 『鉄腕アトムの時代』世界思想社
 ——— (2009b) 「教育テレビ放送の50年」『NHK放送文化研究所年報』53, pp.175-210.
 毎日放送 (1961) 『毎日放送十年史』
 ——— (1991) 『毎日放送の40年』
 毎日放送総務局60年記念誌編纂室編 (2011) 『社報で綴るMBSのあゆみ』毎日放送
 松村敏弘 (2003) 『韋駄天の朝駆け』文芸社
 村上聖一 (2010) 「民放ネットワークをめぐる議論の変遷」『NHK放送文化研究所年報』54, pp.7-54.
 ——— (2011) 「番組調和原則 法改正で問い

- 直される機能」『放送研究と調査』2011年2月, pp.2-15.
- (2012)「放送免許をめぐる一本化調整とその帰結」『放送研究と調査』2012年12月, pp.2-21.
- (2013)「制度論：放送規制論議の変遷」『放送研究と調査』2013年11月号, pp.32-47.
- (2015)「戦後日本における放送規制の展開」『NHK放送文化研究所年報』59, pp.49-127.
- (2016)『戦後日本の放送規制』日本評論社
- 読売テレビ放送 (1979)『よみうりテレビの20年』
- 『よみうりテレビ社報』
- 脇浜紀子 (2013)「放送事業の効率性に関する実証分析」『情報通信学会誌』31 (1), pp.15-29.

原著論文

調査報道のニュース生産過程に関する事例研究： 地方紙における「高知県庁闇融資問題報道」での編集 権に関わる編集者と記者の組織行動に着目して

A Case Study of News Production Process about Investigative Reporting: Organizational Behavior between Editors and Journalists about Editorial Rights on the Report of Kochi Prefectural Government Financing under Cover by Local Newspaper

キーワード：

調査報道, ニュース生産過程, 内部的メディアの自由, 組織行動, 編集権

keyword：

investigative reporting, news production process, inner press freedom, organizational behavior, editorial rights

立教大学大学院経営学研究科 辻 和 洋
Graduate School of Business, Rikkyo university Kazuhiro TSUJI

立教大学 中 原 淳
Rikkyo university Jun NAKAHARA

要 約

本研究は2001年に新聞協会賞を受賞した高知新聞社「高知県庁闇融資問題報道」を事例に、調査報道のニュース生産過程を明らかにした事例研究である。取材のきっかけとなる情報をつかむ基礎的調査の段階から、発展的調査の段階を経て、第一報の記事化の準備の段階までを、記者のインタビュー調査によって明らかにした。とりわけ、日本のマスメディアが持つ構造的な問題の一つとして指摘されている編集権の問題に着目し、編集権を持つ編集幹部が、ニュース生産過程において記者にどのような影響を及ぼすのかを考察した。

研究の結果、記者が編集権を持つ幹部の介入を危惧して、情報管理を徹底し、取材対象者を慎重に選択したり、社内でも情報共有を行わなかったりするような行動が見られた。また、編集幹部が報道リスクを考え、記者に対して条件を提示、報道の先送り、代替案の提示といった介入を行ったことが明らかになった。それに対し、記者は報道することを強く促す上申、条件に対応、組織外の影響力の活用といった対応策を講じていた。

本研究では、地方紙の単一事例の検証かつ記者のみのインタビュー調査にとどまるものの、石川（2003）や花田（2013）が指摘するように、編集権が、記者の行うニュース生産過程に影響を及ぼしうる可能性があることが示唆された。代表性に課題があり、編集権の影響が事例固有のものであるかどうかは検証の余地が残されている。しかし、本研究により調査報道の質的・量的向上をもたらす上で、調査報道のニュース生産過程における記者の取材行為だけでなく、組織内における記者と編集者の相互行為にも着目する重要性が示された。

Abstract

This study identifies the news production process of investigative reporting at a local newspaper as a case study, which is the report of Kochi Prefectural government financing under cover by the Kochi shim-bun. It received the Japan Newspaper Publishers and Editors Association Prize in 2001. This study identifies the process from the phase of basic research that gets a clue for news and the phase of expansive research, to setting up the news first by interview to journalists.

Especially, this study focuses on an editorial right that is pointed out as structural problems for Japanese mass media, and discusses how the executives with editorial rights affect the news production process.

The findings are that the journalist made an effort to manage information, selected interviewees carefully and avoided sharing information in his company because of apprehensiveness of intervention by executives. Moreover, executives proposed some conditions, postponed reporting the news and presented an alternative plan because of the risk of reporting. On the other hand, journalists asserted executives to report, responded to the conditions which executives proposed and used the pressure outside of the organization.

This study is single case study and interviewed only journalists. However, this study found that editorial rights affect the news production process empirically as Ishikawa (2003) and Hanada (2013) pointed out. Further studies are needed in order to generalize. This findings suggest that it is important not only to focus on journalist's news gathering activities, but also to focus attention on interaction between reporters and editors in the organization for improvement of quality and quantity of investigative reporting.

1 はじめに

報道の大きな役割の一つに「権力監視機能」がある。権力監視機能とは、公的機関などの権力機構を監視する番犬（ウォッチドッグ）機能のことである。権力、特に政治権力の監視こそが、ジャーナリズムの真髄と言われる（谷口，2015）。

しかし、近年、報道による権力監視機能が衰えてきているとの見解がある。2013年に日本新聞協会加盟者の記者を対象に行われた「日本のジャーナリスト調査」（大井ら，2014）では、ジャーナリズムの役割の重要性について問うたところ、ジャーナリズムの「権力監視」機能にあたる「政治指導者を監視・調査する」（「とても重要である」：56.6%）という項目への回答の割合がもっとも高かった。にもかかわらず、ジャーナリズムが社会で果たしている機能に関する現状評価については、「政府発表の真実性の調査」（「果たしている」：4.0%）や、「複雑な問題に対する分析と解説」（「果たしている」：9.2%）、「議員・公務員・企業経営者等の活動の監視」（「果たしている」：15.7%）など、権力監視に関わる項目の評価が軒並み低かった。

花田（2016）は、権力監視に資するジャーナリズム機能が十分に発揮されにくい日本のメディアの構造的問題の一つとして、編集権の存在を指摘している。日本では、第二次世界大戦後の占領下で定式化された「新聞の編集に関する一切の権限は、経営管理者にあって、外部からであると内部からであるとを問わず、この権限へのあらゆる介入はこれを排除する」という考え方が、広くメディア企業に受け入れられ、いまだに大きな影響力を持ち続けている（石川，2000）。日本においては、ニュースの生産過程一切の権限が経営管理権に属する機能として位置づけられ、ジャーナリストがその権限に編集上、大きな制約を受ける。こうした構造的問題が、定式化した背景は2.6で後述する。

しかし、こうした問題を抱えながらも、日本の報道史のなかで、権力監視機能を果たし得る報道が全くなされていないわけではない。例えば、1988年に朝日新聞が、警察が内偵捜査を断念した企業と政治家の癒着を次々と明るみにし、竹下登内閣を総辞職するまでに追い込んだ「リクルート事件」、北海道警の裏金の実態を暴いた「北海道警裏金問題」（北海道新聞・2003年）、検察官が押収した資料に改ざんをしていた事実をスクープした「大阪地検特捜部主任検事証拠資料改ざん事件」（朝日新聞社・2010年）、徳洲会から猪瀬直樹・元東京都知事への5000万円提供の事実を追及した「徳洲会事件」（朝日新聞・2013年）、富山市議による政務活動費不正受給などを明るみにした「議会の不正追及」（北日本新聞・2016年）などがある。このような事例を挙げてみても、特にマスメディアが権力監視機能を果たす上で、最も有力なのが調査報道である（谷口，2015）。調査報道の定義は様々であるが、ここでは、当局者による「発表」に依拠することなく、独自の問題意識をもって、隠れている・隠されている事象を掘り起こし、報道すること（現代ジャーナリズム事典，2014）という定義を採用する。

権力監視機能の発揮を阻害する恐れのある編集権を持つ新聞社において、記者たちはどのように調査報道を成立させているのだろうか。そもそも、編集権が調査報道に影響を与えているのだろうか。与えているのであれば、どのような影響を与えているのだろうか。

日本における調査報道に関する研究はそれほど発展しておらず、回顧や口伝に学ぶ域を脱しきれていないという指摘がある（谷口，2015）。その理由はいくつか考えられるが、マスメディア組織の情報生産過程、なかでもニュースの取材・編集過程を直接に調査することの困難さ（大石・岩田・藤田，2000）や、マス・コミュニケーション研究における初期の問題意識が受容過程研究に集中した（早川・小川，1971）ことがあるだろう。

それゆえに、花田(2016)は、調査報道に関する実践事例の研究と経験の継承・蓄積・共有をし、日本独自の調査報道の方法論を磨くことが重要であると指摘している。実証的研究によって、日本における調査報道の生産過程を明らかにするとともに、編集権がいかに影響を与えているのかを検証することは、調査報道の質的、量的向上をもたらす上で一助となると考えられる。

先行研究では、後述するように、調査報道の生産過程は、組織外で展開される記者の取材過程を追うことが中心となっている。これは調査報道の核となる過程には間違いのないものの、日本の報道機関の編集権は経営側が掌握しており、ニュース生産過程の中で、経営陣による介入の余地が大きいと考えられるため、記者らの組織行動にも着目する必要がある。組織行動とは、組織の中の人間の行動を意味し、組織の中で起こるさまざまな人間の行動を科学的に理解しようとする学問分野である(金井・高橋, 2004)。主に経営学の分野で、モチベーション、コンフリクト、対人コミュニケーションなど多岐にわたるテーマで研究が行われている。

本研究では、権力監視機能に資する調査報道はいかにして報道されているかを検証するため、高知新聞社が2001年新聞協会賞を受賞した「高知県庁闇融資問題報道」を事例に、組織内における記者と編集者に着目し、調査報道のニュース生産過程における組織行動を明らかにすることを目的とする。なお、本研究は単一の事例を扱うため、一般化し得ない点において限界がある。

2 調査報道の先行研究

調査報道に関する研究は、調査報道の歴史的系譜を追った研究(Aucoin, 2007; Feldstein, 2006; Eduardo, 2012)、調査報道による大衆への影響に関する受容効果研究(Willnata&Weaver, 1998; Bensen&Mitchell, 1976; Protesら, 1991)などがあ

るが、本研究の類似研究としては、ニュース生産過程研究と呼ばれる研究群がある。本研究では、調査報道のニュース生産過程研究に着目して論じる。

2.1 調査報道のニュース生産過程の先行研究

調査報道のニュース生産過程は、一般的な報道と対比されて論じられることが多い。しかし、調査報道を行う記者は、一般的な報道を行う記者と別世界に存在しているわけではなく、実際には同じ人物であることもある(Harcup, 2015)。Northmore(2001)は、一般的な報道とは異なる調査報道の特徴について、①記者による調査であること、②読者や視聴者にとって重要なテーマであること、③公の場に隠された事案であること、という3つを挙げている。調査報道の核は、記者が主体的に仮説を立て、主要な情報源からの証拠を集め、分析し、仮説を根拠づけていくこと(Chua, 2015)であり、プレスリリースや会見の内容を基に正確に伝える報道とは異なる手法を取る。2.2~2.4では、複数の調査報道の事例から、実証的に考察された3つのニュース生産過程研究をレビューする。また、2.5では、国内の調査報道の文献をレビューする。

2.2 Ettema&Glasser(1985)のニュース生産過程

Ettema&Glasser(1985)は、CBSの調査報道チーム「I-Team」の記者らにインタビュー調査を行い、調査報道において、記者が情報を根拠づけていく過程を3つの段階に分けて明らかにした。

1段階目は、断片的な情報から完全な調査ができるものにする作業である。この段階では、定期的にチームでミーティングを行い、まとまりのない断片的ないくつもの情報の中から、記者らが他のメンバーに情報を売り込む。選定の基準は、現実性、取材の実現可能性、影響力などの観点から検討する。

2段階目は、根拠となる情報を収集し、価値付けしていく作業である。この段階では、記者らが

足を使って、積極的に情報を収集する。行政記録や専門家からの助言などを得る。書類、映像、証言など、証拠として重要度の高いものを順に集めていく。

3段階目は、記事を組み立て、評価する作業である。情報をジグソーパズルのようにはめ込んで一つの記事を構成する。相対する意見や主張に対して、単に並べるのではなく、善悪をはっきりとさせ、どちらかに重み付けをして報道する。

Ettma&Glasser (1985) の研究は、一般化を目指さない事例研究ではあるものの、記者が主体的に断片的な情報から確度の高い情報へと調査を重ねて発展させていく基本的な過程を示している。

2.3 Hunter (1997) のニュース生産過程

Hunter(1997) は、Ettma&Glasser(1985) よりも詳細な調査報道のニュース生産過程を示した。仮説を裏付けるための情報の収集は限りがないため、調査報道の生産過程で、記者の感情も揺れ動くと言主張する。取材過程で、憎悪、同情、嫌悪、感嘆、恐れなどの感情が生まれるとしている。こうしたことを踏まえて、次の過程を示している。

1つ目の段階は、認知である。記者は、ある情報から提示された調査のテーマとなる可能性に気付く。この段階では、そのテーマが価値のあるものかわからないが、潜在的な可能性を見出す必要がある。仮説を立てるところが出発点となる。

2つ目の段階は、基礎的な調査である。記者は仮説とは関係がない情報も収集する。これらの調査なしには、情報源から得られた情報の重要性は理解できない。また、重要でないと思っていた情報が、調査の手がかりになることに気が付くこともある。

3つ目の段階は、徹底した調査である。目撃情報や証言なども含めて膨大な情報を集める。この段階で、記者はこの記事の終着点はどこなのだろうかと、混乱したり落ち込んだりすることがある。ここで、記者は全体的なニュースの構図を意識し

始める。

4つ目の段階は、抵抗と検証である。真実が見えてくることで、予想以上に不正行為の残酷さや暴力的な決して喜ばしくない事実が出てくることがある。そうになると、記者は調査をすることに対し、心理的に抵抗感が生まれる。記者がその事実が正しいと自身を説得できること、法的に問題になることを避けること、恣意的に思われぬようにすることなどが必要である。

5つ目の段階は、構成と防衛である。調査で得た情報と記者の経験に基づいて、一貫性のあるストーリーとして記事を構成していくことが求められる。この段階での危険性は、記事を支持するような情報に縛られすぎることである。記事に矛盾するような要素は、記事の正当性を吟味する上で重要である。記者は記事で標的とした相手からの反撃に備えなければならない。記事に対する攻撃を想定して、記事の構成要素がどの情報から作成されたものかを明確にしておく必要がある。

Hunter (1997) は、記者の心理的傾向も詳細に捉え、ニュース生産過程におけるそれぞれの段階での記者の認知的な側面を描いているという点でユニークである。

2.4 Protesら (1991) のニュース生産過程

Protesら (1991) は、アメリカの報道機関の協力を得て詳細なインタビュー調査、参与観察を実施した。1981～1988年、政府が関わる詐欺や警察組織による暴行事件などを暴いた6つの調査報道の事例を取り上げ、その報道の共通したニュース生産過程を明らかにした。具体的には、調査に興味を持つ、概念化する、証拠を発展させる、記事化の準備をするという4つの段階があると述べている。

初めの段階としては、まず記者が調査に関心を持つという段階である。調査報道に至る情報は、信頼できる情報源からの情報提供から始まる「情報源発生型」と、記者の問題意識から始まる「記

者発生型」に分けられるとしている。

次の段階は、概念化するという段階である。記者が関心のあるテーマだと感じれば、リサーチをする意味を考える。何についての記事を書くかを、記者自身あるいは同僚たちと考える。劇的な出来事の可能性があるか、不正行為があると推測できるか、調査に資源を投資するように上司を説得できるか、という点が考慮される。

3つ目の段階は、証拠を発展させる段階である。記者がその日のうちで完結させる取材が多い一般的な報道とは異なり、調査報道はチームで数週間から数ヶ月単位で調査することが多い。また、一般的な報道は客観性を重視し、中立性が意識されるが、調査報道は不正行為を明らかにするための事実を追求する。この段階では、記者は外部の人物または団体と協力関係を構築する。政策形成者の内部告発者や利害関係のある団体などから情報を得ることがある。

4つ目の段階は、記事化の準備をするという段階である。調査が終わると、最初に情報の精査、報道のタイミングなどを考える必要がある。記事化の準備には、グラフィックアーティスト、ファクトチェッカー、コピーエディターらが参画する。

Protesら（1991）の研究においても、記者が主体的に断片的な情報から確度の高い情報へと調査を重ねて発展させていく基本的な調査報道のニュース生産過程はEttema&Glasser（1985）と類似するが、Protesら（1991）のユニークな点として、組織外のステークホルダーの協力関係を示している点である。証拠を裏付ける過程においては、権力側と見られている役所や警察組織の人間による内部告発が重要な情報源になることを明確に述べている。記者と情報源の關係に着目したChibnall（1975）は、質の高い情報を獲得するには、そのような情報を持っているポジションにいる情報源と戦略的に關係を構築できる記者の能力にかかっていると主張している。こうした記者の情報源との協力關係の形成が調査報道には求め

られることが考えられる。

2.5 国内におけるニュース生産過程

国内において調査報道のニュース生産過程を実証的に研究した論文は、管見の限り見当たらないが、記者らが回顧録として記述した文献がある。

新聞協会賞を受賞した「大阪地検特捜部主任検事証拠資料改ざん事件」（朝日新聞取材班・2010年）、「北海道警裏金問題」（北海道新聞取材班・2003年）を担当した記者らが報道後に書いた文献でも、「基礎調査」、「発展的調査」、「記事化の準備」と過程が進行していくことなど、海外の先行研究の事例と共通している。特筆すべきは一定取材が進んだ段階で、記者らが社内においてデスクや編集幹部らとの報道を巡って駆け引きが行われている場面が描かれている点である。こうした場面は海外の先行研究ではほとんど描かれていなかった。

例えば、「北海道警裏金問題」では、デスクが報道直前になると、新聞社の幹部に「振り上げた拳の下ろしかたがわからないんだろ。どうだ、俺にまかせないか。道警との橋渡しをしてやる」と道警との仲介を打診されていたり、編集局長から「君も組織人だったらわかるだろう」と言われて道警に謝罪するように指示されたりしたという記述があった。つまり、報道に際して相当な圧力があつたことがうかがえる。「大阪地検特捜部主任検事証拠資料改ざん事件」でも、部長が記者に対し、直接取材結果を聞き取っており、「首を縦に振らなければ記事の出稿は認められない」との記述があつた。

組織内において報道の意思決定が下されるという記者のニュース生産過程に大きな影響を与える重要な段階であると考えられるが、これらの文献では断片的な記述にとどまっており、詳述されていない。

2.6 内部的メディアの自由に関する影響

これまで先行研究を概観してきたが、これらの調査報道のニュース生産過程に関する研究は、過程における分け方や言葉の使い方がやや異なるものの、おおよそ共通する過程としては、基礎調査、発展的調査、記事化の準備という一連の流れである。先行研究では、ニュース生産過程における記者の取材に関する行動、すなわち組織外の行動を検証した知見は一定の蓄積が見られたが、編集局内で繰り広げられる編集に関する行動、すなわち組織内の行動にはほとんど着目されていない。記者は、取材で情報をうまく入手したとしても、これらの過程を直線的に進展させているのではなく、組織内で上司や幹部らからさまざまな影響を受けながら、生産過程を経ていることが考えられる。

こと日本においては、1節で既述したように、編集権声明の問題が指摘されている。第二次大戦後の占領下の1948年、新聞の編集に関する権限の一切は、経営管理者にあって、外部からであると内部からであるとを問わず、この権限へのあらゆる介入はこれを排除するといった旨の声明が日本新聞協会から発表され、定式化された。つまり、基本的には編集権は経営者側が握っている。そのため、記事内容の編集を巡って経営者、編集者、記者らが複雑に絡み合う。当時の社会背景として、共産主義の台頭により、アメリカの民主化支援から冷戦下における共産主義排除への政策転換があり、それを反映する形で企業経営側が労働組合排除に動き出し、編集に関する権限は経営側で掌握する事態となった(林, 2016)。通常は、メディア企業では経営と編集を分離独立させ、経営側ではなく、記者たちに編集の自由を委ねるのが原則(林, 2016)であるにもかかわらず、未だに編集権声明は存在している。

このような問題が取り上げられる中で、記者の内部的メディアの自由に関する指摘が少なくない。報道機関の活動の自由を外部と内部で分けて考えることがある。外部的自由とは、報道機関の

国家に対する自由であり、内部的自由とは経営者に対する記者の自由を意味している。つまり、内部的メディアの自由は、記者や番組制作者が、メディアが果たすべき公共的な役割に協働する限りにおいて、分有することのできるメディアの自由を、専門的な職業者として行使することを意味している(石川, 2003)。

アメリカでは所有権、経営権の絶対性が貫徹されている。発行者と編集者の間に意見の違いが生じた場合、究極的には発行者が決定権限を持つものと考えられている(浜田, 1986)。つまり、経営者の究極的な権限が広く承認されており、その枠の中で編集の自律性が伝統的に尊重されているために、アメリカでは内部的メディアの自由の保護という議論はほとんど見られない。

一方、ドイツでは、第一次世界大戦後のワイマール共和国の時代から経営者と編集者の権限の範囲を労働協約で定めようという試みが続けられ、1960～1970年代にかけて編集者・記者の編集過程への参加を規定する「編集綱領」が策定されてきた(石川, 2000)。その他、フランスやイギリスでも記者の行動規範が定められている。欧州各国では、内部的メディアの自由を認める傾向にある。

各国各様ではあるが、編集権声明の問題を抱える日本では、内部的メディアの自由の度合いが低く、石川(2003)は、日本の記者や制作者が、職業的な使命感を持っていることを是認されるとしても、組織の上部から、また、外部から「圧力」が加えられた場合、どこまで自らの職業的な使命感に基づいた「自己決定」ができる状況にあるかどうかには大きな問題があると指摘している。また、北出(2010)は、記者は「プロフェッショナルの倫理」と「組織人の倫理」との衝突を内包し、自立性の実現は組織の内部に置いては実に困難な課題であると強調する。

とりわけ、調査報道は、会社側にとっては大きなリスクがあり、記者に対して「圧力」がかかりやすい。奥山(2016)は、調査報道は、手間ひ

まがかかり、報道機関にとっては無駄もコストも大きいと指摘している。取材対象者による嫌がらせや訴訟などがしばしば行われ、経営者にとって株主への配当を短期的に極大化することを最大の目的とする場合、高コストと高リスクである調査報道はなかなか正当化しづらいという。

このような日本の報道機関を取り巻く環境下で、記者の調査報道の生産過程において、組織内での記者と編集権を持つ経営陣の衝突や交渉などが少なからずあることが想像に難くない。

本稿では、調査報道のニュース生産過程における記者や編集者の組織行動はどのようなものかをリサーチクエスションとし、日本で実践された調査報道事例のニュース生産過程を実証的に明らかにしたい。

3 研究方法

本研究では、高知新聞社の「高知県庁闇融資問題」報道を事例として取り上げる。権力監視機能を果たしている調査報道の代表的な報道事例として、新聞協会賞を受賞した新聞社の調査報道事例の中から、事案内容を深く理解ができる記者の伝記、インタビュー記事など、記録が豊富にある事例を取り上げた。

この事例の取材に携わった記者2名を対象とし、メールにて調査協力の依頼を行った。2016年7月から8月にかけて、2名の記者に対し、別々にインタビュー調査を実施した。

インタビュー調査では、まず、研究倫理上の配慮として、インタビューイに対し、文書および口頭にて研究の趣旨を説明し、学会誌等での発表を行う旨が記述された研究誓約書に承諾することの同意を文書で得た。その後、事前に作成したインタビューガイドを参照しながら適宜質問する形で、半構造化インタビューを行った。調査報道の一連のニュース生産過程を把握するため、調査報道を始めるきっかけになったことから、その事案

を初めて報道するに至った第一報までの経緯を、時系列で話してもらうように促した。同時に、その間にどういう状況に直面し、報道を成立させるために何を考え、どのように行動したか、関わりのある人々とのやりとりなども話してもらった。そして、報道を成立させるまでの編集局内でのやりとりのなかで、重大な出来事などについても語ってもらい、「どのような苦労があったか」、「どのように工夫をしたか」「それ以降、それがどのような役割を果たしたか」などについて質問し、回答を得た。

インタビューは2名の記者で計4回行われた。回答時間は、1回あたり1時間～3時間程度で計5時間57分だった。インタビュー調査における回答は、調査回答者の了承を得て、ICレコーダーで録音した。得られたデータは、文字テキストとして起こした。文字起こししたインタビューデータを元に考察した。

また、この報道に関連する文献『黒い陽炎 県闇融資究明の記録』（高知新聞編集局取材班、2001）、『権力VS調査報道』（高田昌幸・小黒純、2011）と本研究3.1事例の概要、3.3基礎調査、3.4発展的調査、3.5記事化の準備で記述されたインタビューデータとの照合を行った。

インタビューで明らかになったニュース生産過程は、可能な限りにおいてEttema&Glasser (1985)、Hunter (1997)、Protesら (1991) の先行研究の視座を援用しながら、記述した。

3.1 事例の概要

1996年6月、高知県庁と中小企業総合事業団が協調融資として14億4000万円に上る無利子融資を行った縫製業の協業組合が倒産の危機に直面した。慌てた県は、県議会にも県民にも一切説明せず、この協業組合を救済するための県単独の融資制度要項をひそかにつくり、予算を流用して、計12億350万円を組合に直貸した。

高知新聞がこの情報をつかみ、2000年3月1

日に初めて報道した。取材のきっかけをつかんでから第一報まで約3年を費やした。

報道後、県議会は大もめした。県議会所管の常任委員会は「融資を打ち切れば協業組合は倒産する。そうなれば融資が回収できなくなる」という県側の抗弁に押され、条件付きで継続融資を含む予算案を可決した。しかし、その後、県警を所管する別の常任委員会で、この協業組合の本社用地の約9割が暴力団組長の所有地だったことが、調査を進めていた共産党議員によって暴露された。

それを受け、関連予算の無条件凍結を決議した県議会は、直ちに地方自治法100条に基づき調査権を付与される調査特別委員会、いわゆる百条委員会を設置した。百条委員会は、知事を含むこの問題に絡む人物を、完全公開で証人尋問した。その結果、地方自治法100条違反（証言拒否、出頭拒否、虚偽の陳述）の疑いで8人を告発することを決め、議決の上、議長が県警に告発の手続きを取った。さらに委員有志は、刑事訴訟法に基づき背任罪などで9人を告発した。

その後、告発を受けた高知県警による強制捜査が行われ、協業組合の代表理事ら4人が詐欺容疑で逮捕され、うち3人が起訴された。背任容疑では県の現職職員を含む5人が逮捕され、このうち元副知事、元商工労働部長、元商工政策課長の3人が起訴された。その後、元副知事、元商工労働部長、元商工政策課長は、懲役2年2ヶ月～1年6ヶ月の実刑判決が確定した。

この事件は、行政の公的融資をめぐる政策判断、行政の裁量権の是非を問う全国でも前例のない特異な事件であった。さらには、特定の団体や個人に対し、住民感覚では考えられない特別な便宜を図る行政の主体性のなさが浮かび上がる事件となった。

3.2 高知新聞社の概要

高知新聞社は明治37年に創刊し、高知県内新聞シェア86.5%（2015年6月現在）を占める県

紙である。本事例の報道当時、発行部数は、朝刊約23万3000部、夕刊約14万6000部だった。編集局は、取締役を兼ねる編集局長以下、約150名が所属していた。本事例の調査報道は、第一報まで、経済部のA記者（当時入社17年目）がほぼ一人で取材を行った。県庁の内部資料の入手や編集幹部との交渉の際、政治部のB記者（当時入社18年目）がサポートした。

3.3 基礎調査

A記者の語りによると、A記者は、3年来の付き合いで、情報源となっていた人物と定期的に面会していた。1997年春頃、その人物から面会の際に、高知県庁の職員が「僕は怖い……」と語っていたということを知ったという。A記者は、その人物に、もう少し詳細な話を聞いてみてほしいと頼んだ。後日、その人物から「南国市」、「縫製」などというキーワードを知った。A記者は「僕は怖い……」と話した県庁職員には取材を行わなかったため、この県庁職員は自らの発言が取材のきっかけになったことは気付いていないようだった。

A記者は、波長が合う人がいれば徹底的に付き合い合うことにしているという。相手が有益な情報を持っているか否かや、親しくなると得がありそうだという発想ではなく、波長が合うかどうかという点を重要視することが、結果として情報提供につながると考えていたという。

何でもしゃべってくれる人を何人つくれるかっていうことと、それから一歩進んで自分の代わりに「あいつはこんな情報があるから」と思って、調べてくれる人を何人、分身みたいな人を何人つくれるかなっていう。(A記者)

A記者は情報源となった人物と約3年かけて「分身」となるような関係構築を図ってきたが、たまたまその人物と面会した際に、高知県庁の職員が何かに恐れ、「僕は怖い……」と語って

いたという話をリークしてもらったという。

A記者は「縫製」「南国市」などというキーワードを手がかりに、過去の新聞記事を調べた。その中で、高知県南国市に縫製組合があることを知った。そこへ取材に行った経験のある同僚の記者にどういった業者だったかを尋ねると、「変な工場だった。近代的な建物なのに人があまりにも少ない」という答えが返ってきたという。縫製組合は、最先端の機械を取り揃えていたにもかかわらず、工場内は人が少なく、工場の稼働率も異様に低いように感じたという。

A記者はまず、縫製組合の工場を見に行っただけという。工場は近代的な外観で、1万7000平方メートルの敷地に鉄筋コンクリート二階建て、延べ床面積4400平方メートルであるにもかかわらず、工場周辺は寂寥感が漂っていたようだ。工場の女性従業員から話を聞くと、「雇った技術者はでたらめで何もしてない」と述べたという。

3.4 発展的調査

A記者の語りによると、A記者はリサーチの結果から何か問題をはらんでいる可能性があると感じ、ルーティンの業務をこなしながら、時間を見つけては取材をする日々を続けた。以前から懇意にしていた知人に取材をしたり、県庁の制度について調べたりした。A記者はこの段階では社内の誰にも相談せず、一人で時間を見つけては調査を続けたという。

僕一人でやってたんだよ。(中略) 情報共有とかしたら、多分実らないっていうのは本能的に思っている。(中略) いろんな難しい面があるけども、最終的に載せる前の段階まで少なくとも1人で持っていくっていうほうが、多分実るような気がしているんだよね (A記者)

このようにA記者は情報管理を徹底していた。

他の記者と情報共有するメリットよりも、情報が漏れて取材が妨害されるリスクを警戒していたという。「本能的に」と述べているが、過去に以下のような体験をしている。

書きそうだからどうする。だからそれはもう副知事が(新聞社の)局長なり呼んでっていう当然あると思うから。そういうのはよくあったんだよ。よくあって、本当に副知事の秘書が、Aがとんでもない取材をしてるとかって言って(新聞社の)政治部長に。(中略)(新聞社の)政治部長が聞いたらまた僕を呼んで、「お前こんなことしてるのか」っていうから、「してませんっ」って言って、また秘書に電話して怒ったりして、いろいろ厄介なんだよ。向こうはやっぱりできるだけいろんな方法で止めようとするし、やっぱり本気で止めようとしたら副知事が(新聞社の)現職部長呼んで。っていうことやるし、そうなったら動き止められちゃうから、「一切するな」みたいな。(A記者)

A記者は、実際にこれまでの取材でも県庁による圧力によって、社内の上司から取材を止められるような体験があったという。県庁が書かれない不祥事などの内容について、記者が取材していることが、早々に県庁幹部に知れると、取材を阻止するような行動をとられた。県庁と新聞社幹部とのつながりは深く、県幹部が新聞社を訪れ、報道しないように編集幹部を説得することがしばしばあったようである。それ故にA記者は、原稿を提出するまでは、できるだけ悟られないことが報道を成立させる上で重要であると考えていた。取材された内容を上司に報告するような県庁職員への取材はなるべく避け、上司に報告しない性格の県庁職員を見極め、別のテーマで取材をする傍らでこの問題について聞いていったという。

できるだけ分からないようにはしながらちょこちょこ回っていたような気がするんだよね。(中

略) ストレートに聞くのではなしに、ちょこちょこ行きながら、ケースバイケースでいろんな形で。

(中略) よくあるのは向こうが会議開いて「これはどうよ」と、よくあるのが新聞社に「ご説明したい」という形で(新聞社の)局長とかを呼んで、こういうことがあって取材をされたみたいだけど、誤解されたいけないので、説明しておきますって(新聞社の)局長・部長呼んで、(新聞社の)局長・部長がそこで納得しちゃってみたい。そうはならないようにっていうことは考えて。だからそういうことで、ばたばた走り回りそんなやつ所には聞きに行かないし。(A記者)

A記者は県庁職員への取材を繰り返した。少しづつこの事案に関連する人物を特定していき、1997年秋頃、県庁の局次長に取材した。A記者が局次長室の応接室で、「協業組合に極秘で融資したでしょう」と単刀直入に聞くと、「やった」という返事が返ってきたという。局次長は腹を決めたように、「『倒産すれば従業員が困る。肩入れすべきです』と副知事に言い、急ぎょ県が直接融資した。予算は流用した。財政当局は大反対だった」、「この手法は前々からやっている」と話したという。そして、「パワーアップ資金という制度要綱を作ってやった。制度要綱を作ってやったから一応法律的にはクリアしているという形を作って、誰にも見せる要綱ではなく闇の中で作ったもので、その闇の制度要綱に従って予算を流用した」と説明したという。さらに、「400人もの従業員がいる企業がつぶれるのはかつての造船不況以来。つぶせるわけがないでしょう」と強調した。しかし、融資した金額については明言しなかったという。

その後、A記者は複数の関連部署にも取材し、直接的な聞き方を避けながら、それとなく聞き出すように心がけたものの、公金の額すらもわからず、内容のあることはほとんど聞けなかったようである。

しかし、関連部署の部長のもとへ何度も通っているうちに、1997年の年末、関連部署の部長が根負けしたように、急にざら紙に「高度化資金14億4000万円、県単10億350万円、金融機関6億9000万円、計31億3000万円」と書き、それをA記者に手渡したという。

A記者はその数字の意味をすぐさま理解し、県単独で10億円を超える金額が闇で融資されていたことを知った。部長は「縫製工場の近代化の試金石だった」といい、「そのために高度化資金を貸し付けた。が、その審査が甘かった。政策意欲が先行しすぎてしまった」と話したという。この融資については「高度化を貸し付けて1年ちょっとで経営が危うくなった。銀行も相手にしてくれない。信用保証協会の保証を付けることができる状態でもない。当時、全工場で400人の従業員がいた。それをつぶせるか。つぶせない。で、直貸しをした。少し手を貸すことによって助かる、そう考えた」と、協業組合の工場が落成直後に資金ショートしたこと、金融機関に融資を頼みに行つて断られたことを明かしたようである。

協業組合は、県庁から14億4000万円を融資されていたが、早々に破綻したら、県に批判の矛先が向く。それを避けるために県が闇で融資を実行したという。A記者は取材を終え、部長室を出ながら「これで書ける」と確信した。

しかし、事件の筋道は見えたものの、細かな情報は収集しきれておらず、担当部署にそれとなく聞いたり、内部資料を入手したりした。A記者は、この事件の取材について、同僚の誰にも話しておらず、他の取材の合間に、一人でマイペースに取材を進めたため、かなりの時間を要したという。

3.5 記事化の準備

A記者の語りによると、1999年9月、A記者は原稿を書き、経済部長に提出した。A記者は、デスクでは記事化する判断ができない事案であると見込み、経済部長へ直接原稿を出したという。経

済部にはデスクが一人しかおらず、部長がデスク業務を兼ねている状況にあったため、部長に直接原稿を出すことは、不自然なことではなかったようである。経済部長が原稿の内容を見て、編集局長室へ駆け込み、編集局長、編集局次長、経済部長、政治部長ら編集幹部同士で話し合いが持たれた。協業組合の関連団体から大きな圧力を受ける恐れがあったり、県庁幹部と懇意にしている編集幹部がいたりして、紙面化するのをためらっていたという。そして、編集局長はA記者に対して、さまざまな条件を提示した。

いろいろそっからね半年間、いろんな条件が付くんだよ。条件を直接言うてくるのは、常に編集局長で、編集局長室によく呼ばれて……。一つは、関連団体のトップに仁義を切ってこい、挨拶してこいって言ったのかな。こういうの書きますって。(中略) もう一つは、やっぱり県側のコメントがあると。(A記者)

このように、編集局長らは、当事者である県庁と関連団体に事前に報道内容を通達し、反応をうかがうことで、できるだけ報道のリスクを減らそうとしたことが垣間見えたという。A記者はこうした条件に対して、抵抗する事なく、素直に対応しようと、取材を続けた。B記者が次のように述べている。

もっと詳しく人に当たれとか、もうちょっとここ詰めろとか、何やかんやいってこう、突き返されて、そこでもよくめげずにあいつ (A記者) は、分かりましたって、やったと思うんですけどね。(中略) とにかく書き直せって言われても、もうそこで短気起こさずに、分かりました、切れそうなこともあると思うけど、分かりましたって言って引き取って、また書き出しなおして、みたいな。それはもう、あきれるぐらい、僕があきれるぐらい、よくやるなと思うぐらい。粘り強かったです

よね。淡々と、ああ、分かりましたって。普通けんかしますよ。何言ってるんですか。これで十分、これ以上何が必要なんです。僕だったらちよつと切れると思うんですけど。はい、分かりましたって言って書き直して、またぱつと出して。(B記者)

上司の要求っていうか、これは掲載できないぞつというふうには言わせない、っていうか。(中略) 掲載しない理由はない、というところまで粘っていったっていうか。(B記者)

A記者は、上司の要望に応え続けることで、紙面を獲得する努力を続けた。しかし、編集幹部はそれだけではなく、行政運営上の影響にも懸念を抱き、B記者の以下の語りのように、報道を先送りした。

確か、この年の、紙面化される前の年、(原稿の) 輪郭がこうできたときは、その年の12月に知事選挙があったはずなんです。あらかたこうできて、もう僕から見たらはっきりとして問題ないとコメント付ければね、っていう段階まで行ってたんですけど。「いや、知事選もあるし」みたいな。上にそんなこと言われたのは覚えてますね。どの程度の大きな問題になるのか、ならないのかは、当時は予想もつかなかったんですけど、選挙妨害的に取られてもいやだ、っていうふうに思ったのかもしれないですね。その上司は。それは決定的な理由じゃなかったと思うんですけど。(B記者)

A記者が経済部長に初めて原稿を提出した1999年9月から3ヶ月後には、高知県知事選挙が迫っていた。編集幹部はそれを理由に、紙面化するのを先送りにしたという。知事選挙が終われば報道を検討するという条件の下で、取材を継続させている。

また、編集幹部らは、A記者に対し、取材の継

続を認めている一方で、調査報道ではない形で報道をしてはどうかと提案したという。

編集局長に呼ばれて、これはその県議会か何かにこのネタを持ち込んで、議会で言ってもらって、それを取材して、報道するっていう形にできないかっていう。(A記者)

編集局長の提案は、新聞社の責任において独自で報道するスタイルである調査報道ではなく、議会の議題となっている問題を取り上げる通常の議会取材のスタイルで報道するというものであった。そのために、これまでの取材で得た闇融資に関する情報を県議会議員に提供して、議会で取り上げてもらえるように働きかけることが必要であった。議会主導で進行する事案であれば、新聞社独自の責任による報道ではなくなるため、リスクは回避できる。

3.6 心理的抵抗

A記者は、こうした編集幹部の対応に、半ば紙面化すること諦めかけていたという。これはHunter (1997) の心理的抵抗に類似する感情であり、新たな調査をして報道する意欲が落ちている。しかし、A記者の調査意欲の低下の原因はHunter (1997) のような調査事実の残酷さなどではなく、上層部の対応にあった。

僕はその、粘りがない人間で、もういいやみたいに思って、よその新聞社に持ち込もうかなとかも思ったんだけど。(中略) いろいろ考えて、こういうのが起きてるっていうことを知らせるのが大事だから、100歩譲って、党かどっかに質問してもらって書くっていうのも、それはありかなみたいなこと考えたりとかもしてるのはしてたんだけど。(中略) Bだよ。彼がいないと出せなかったようなもんで。(中略) (B記者が)出すべきだって言って。まあ暴れたと俺、思ってるんだけど。

本人は違うと言っているけど。とにかく出すべきだってことは言ってた。で、それで、だから、党に説明して質問させてみたいなこと言ってたのがごろっと変わってもう明日出ることになるぞってなってる。(A記者)

A記者は「原稿落とした段階で、そこから先は会社の問題。編集権というのが日本の新聞社にはあるから、正面衝突してもプラスにならない」として、「会社から言われたことをやる」ことに徹していたという。しかし、B記者が編集幹部に強く紙面化すべきだと主張した。

部長に言ったんですね。部長に対して、いや、もう出すべきだと。Aは、経済部の部長に(原稿を)出したけども、そのときの部長が、それは事が大きいというふうに思ったのか、編集局長室入ったっていうふうにあるでしょ。ほんで、政治部のマターにもなったということだと思えますけどね。(B記者)

A記者は、編集幹部の意向に強く反対の主張をしなかったが、B記者は、編集幹部らに「報道するべきだ」と強く主張した。また、主張の内容も、さまざまな工夫をした。

実はよその社も知ってますよと。県議会が開催されると、よそも書くかもしれませんよ、とか。あるいは、その議員も知ってるのがいたんで、表面化しますよと。時間の問題ですよ。今やっばり、第一報載せないと、横並びになりますよ、みたいなことを。(中略)とにかく、政治部の上司に、いや、もう、今出さないよ、ということ。そういうふうに言って、じゃあ、やろうかみたいな。そういうのは覚えてますね。(B記者)

3.7 組織外のステークホルダーとの協力

また、B記者は、紙面化を促す行動として、報

道前に議員に説明し、議会で大きく取り上げてもらい、問題が表面化するように働きかけたという。これはProressら（1991）の政策形成者との協力関係の構築に類似する行為である。

第一報が出る前の年のいつごろからか、ちょっと忘れたんですけど、やっぱり、議会でも、問題視してくれないと、問題視、取り上げてほしいっていうか、そういう思いはあったので、何人かの議員に、Aと。もちろん、説明役はAなんですけど、レクチャーっていうか、こういうその疑惑っていうか、あるんですよっていうのは、何人かの議員には話しましたね。（B記者）

政治批判、ある意味批判的っていうか、（県の）追及の側に立ってくれそうな（議員）、その辺の舞台回しみたいなのは僕がやったと思いますね。（B記者）

B記者は、有力議員や政党などの特色を見極め、戦略的に議員に働きかけて、報道に良い影響をもたらせようとする「舞台回し」を行ったという。当然ながら、報道後も議会で取り上げてもらうことで、反響は大きくなる。そして、それを材料にして、編集幹部を説得した。その結果、2000年3月1日朝刊社会面で初めてこの問題が報道されることとなった。

4 まとめ

4.1 結論

本事例の調査報道の生産過程の中では、記者が「発展的調査」の段階から編集権の存在を意識し、編集幹部の介入の恐れを意識した行動をとっていた。具体的には、情報管理である。事実の裏付けがとれる前の段階で、編集幹部に情報が入らないように、注意を払う行動であった。

記者が原稿を提出してからは、記者と取締役で

ある編集局長ら編集幹部が記事化を巡って、衝突する様子がうかがえた。編集幹部から条件提示、先送り、代替案の提示など、記者の編集の自律性を阻む行動が見られたが、A記者は途中までは編集局長らの指示に従い、原稿のリライトに対応するなどしていたものの、途中から抵抗することを諦めようとしていた。「原稿落とした段階で、そこから先は会社の問題。編集権というのが日本の新聞社にはあるから、正面衝突してもプラスにならない」という語りからも、編集権の存在によって記者のニュース生産過程に大きな影響を及ぼし、記事化を阻んでいる状況がうかがえる。

しかし、本事例においては記事化された大きな要因として、B記者の交渉力が挙げられるであろう。B記者は年次が1つ上の先輩であり、部署は異なっていたが、旧知の仲であった。交渉段階までA記者の取材過程を把握していなかったものの、これまでのA記者の実力や実績を認識していたからこそ、強く主張できたのではないだろうか。A記者とB記者の信頼関係も記事化に資する要素になった可能性がある。

また、B記者による組織外のステークホルダーとの協力は、組織外の影響力によって紙面化を促そうとする行動であった。報道する前に議員に、記事の内容を一定伝えることで、報道されたことを議会で取り上げてもらい、新たな政策に反映させるという事前の取引が、編集幹部に紙面化を促す材料となっていた。

この行動については、記者倫理な観点から見ると議論の余地がある。新聞労連が1997年に採択した「新聞人の良心宣言」には、「取材活動によって収集した情報を権力のために提供しない」と定められている（新聞労連、1997）。朝日新聞社の記者行動規範では、「取材先であっても、原稿や記事を掲載前に見せない。編集への介入を招いたり、他の取材先の信頼を損なったりする恐れがある」と明記されている（朝日新聞社、2006）。読売新聞社の記者行動規範でも「職務上知り得た情

報を報道以前に外部へ流したり、株式投資や不動産取引などに利用して経済的利益を得たりすることは許されない」とされている（読売新聞社、2001）。

しかし、Protestら（1991）の政策形成者との協力関係が示されているように、日本の報道現場でも、程度の差こそあれ、取材の中で情報を活用する場面があることがうかがえる。それは、権力の利益のためではなく、報道内容を社会に浸透させ、権力監視機能を高めるためであることがうかがえるが、行動自体を見れば倫理的には問題をはらんでいる可能性がある。本事例では、編集幹部らが編集権を行使し、記事を矮小化しようとする働きかけがあったことから、B記者は倫理的に問題があったとしても、ステークホルダーを巻き込み、組織外で既成事実を作っていく工夫が必要だった可能性がある。

本事例の特殊性として、A記者が所属する経済部のデスクがニュース生産過程に携わっていないことが挙げられる。一般的には、記者は所属部署のデスクに原稿を提出し、デスクが部長や編集局長らと交渉するが、A記者は17年目と年次が高く、ニュースの価値判断ができる能力があったことから、本事例は編集局長レベルでの意思決定が必要だと判断し、デスクを介さず、所属長である経済部長に直接原稿を出したという。人数が少なく、記者と部長や編集幹部との距離感が近い高知新聞社の環境がこのような行動を起こさせた可能性があることも留意すべき点であろう。

4.2 考察

多くの記者が、ジャーナリズムが果たすべき権力監視機能について十分に果たせていないと感じている状況にあって、本研究では、権力監視機能に資する調査報道を事例として取り上げ、特に日本メディアの問題として指摘される編集権が、生産過程の中でどのような影響を及ぼしうるのかを検証した。

本事例においては、取締役である編集局長らによる介入が少なからず行われ、記者の内部的メディアの自由を妨げる可能性が示唆された。記者の原稿のニュース価値を見極め、取捨選択する「門番」としての編集者の役割は、新聞紙面の質を担保する上では重要であり、原稿の内容を巡って、編集の一翼を担う編集局長が記者と対話をしながら調整するのは当然のことといえる。しかし、記者に明確な理由を提示することなく紙面化に逡巡したり、議員にリークするよう促したりする行為は、記者の原稿に対する過度な介入と言わざるを得ない。なぜなら、ジャーナリズムが担う権力監視機能を実現するといった新聞社の果たす役割に逆行する行為であるからである。記者がニュース生産過程において社外だけでなく社内にも取材内容が漏れ伝わることを警戒したり、原稿出稿後に編集幹部らに説得交渉を行ったりしているのは、過度な介入に抵抗するための行動である。逆に言えば、記者のこのような組織行動がなければ、調査報道は紙面化されにくくなる可能性がある。

記者という職業をプロフェッションと捉えたとき、記者の中で葛藤が生じる。それは、組織に由来する責任権限とプロフェッションから生まれる責任権限の潜在的な緊張関係である（Kornhauser, 1962）。

調査報道は、会社側にとっては大きなリスクがある。奥山（2016）は、調査報道のリスクを次のように指摘している。調査報道は、当局などの支えがなく、報道機関が全ての責任を負わなければならない。調査報道の対象となるのはたいいてい有力な人物や組織であり、報道機関やその情報源への嫌がらせなど反撃が激烈となりがちである。名誉毀損などの理由で訴訟がしばしば起こされ、報道機関にとっては応訴の負担がとて大きい。取材源の秘匿という観点から法廷に提出できない証拠があるため、真実の報道であっても往々にして報道側が敗訴する。

奥山（2016）が指摘するようリスクに直面

した際、経営を担う立場の論理からすると、調査報道を回避しようとする意識が働くのは否めない。しかしながら、本事例では紆余曲折あったものの、高知新聞社は最終的にはリスクを抱えつつも、報道に踏み切った。

戦後の新聞に関わる諸制度の整備と運用にあたっては、報道の自由と新聞の公共性が常に意識されてきた。真実の追究は記者の責務である。新聞の監視機能が衰えると、権力のバランスは市民から強力な組織の方へ傾いていく(日本新聞協会, 2013)。こうした役割意識を持つ記者にとって、自己決定や自由裁量権を行使しえず、組織の一般的な規則に同調し、ルーティン化した手続きに従うことが重視されれば、記者が組織に対して疎外感を生み出しかねないであろう。

本研究は、地方紙の記者が行った調査報道一事例を元に、記者を対象にインタビュー調査調査を行い、記述したものである。ジャーナリズムの領域において、日本のマスメディアでは、新聞協会の編集権声明などが、内部的メディアの自由に大きな影響を与えているといった指摘がかねてからなされてきた。

このような指摘を元に、調査報道のニュース生産過程において、編集権がどのように影響を与え得るのかを検証した。本研究では、調査報道のニュース生産プロセスにおいて、記者や編集者の記事化を巡る組織行動が明らかになった。その結果、経営陣が掌握する編集権がニュース生産過程に与える影響が少なからずあり、ジャーナリズムの権力監視機能に資する調査報道を阻害することも起こり得るということがうかがえた。地方紙の単一事例の検証にとどまり、一般化するものではないものの、実証的に検証された先行研究はほとんど見当たらず、ニュース生産過程研究において、記事化を巡る組織内部の複雑な編集工程の一片を明らかにしたという点に本研究の意義がある。

代表性に課題があり、本研究での知見が事例固有であるかどうかは検証の余地が残されている。

事例研究の蓄積が求められる。また、経営者側からもインタビューを行うことや、傍証としてのインタビューを増やすなど、インタビューデータの信頼性、妥当性の検証を行った上で、重層的な記述として厚みを持たせることも必要である。これらは今後の課題としたい。

謝辞

本研究を進めるにあたって、多くのご支援をいただいた。本事例の取材を行った記者には長時間にわたり、インタビューに応じていただいた。東京大学大学院情報学環学際情報学府の先生、院生には貴重なご助言をいただいた。この場を借りて感謝を申し上げる。

参考文献

- 朝日新聞社 (2006) 「記者行動規範」, <<http://www.asahi.com/information/release/20061201b.html>> Accessed 2018, September 27
- 朝日新聞取材班 (2013) 『証拠改竄 特捜検事の犯罪』朝日新聞出版.
- Aucoin, J. L. (2007) *The evolution of American investigative journalism*. University of Missouri Press.
- Besen, S. M., & Mitchell, B. M. (1976) Watergate and Television An Economic Analysis. *Communication Research*, 3 (3), pp. 243-260.
- Chibnall, S. (1975) The crime reporter: A study in the production of commercial knowledge. *Sociology*, 9 (1), pp. 49-66.
- Chua, Y. T. (2015) Investigative Journalism as Academic Research Output? That Will be the Day. *Asia Pacific Media Educator*, 25(1), pp. 13-20.
- Ettema, J. S., Glasser, T. L. (1985) On the epistemology of investigative journalism. *Communication*, (8)2, pp. 183-206.

- Eduardo F. Rodriguez.(2012) Investigative Print Journalism in Spain (2005–2012) : Investigative reporters, their works and main features. *Textual & Visual Media* 5, pp. 89–114.
- Feldstein, M. (2006) A muckraking model in investigative reporting cycles in American history. *The Harvard International Journal of Press/Politics*, 11 (2), 105–120.
- 浜田純一 (1986) 「欧米各国にみる編集権問題 アメリカ」『新聞の編集権—欧米と日本にみる構造と実態—』日本新聞協会第八次新聞法制研究会.
- 花田達朗, 別府三奈子, 大塚一美, デービッド・E・カプラン (2016) 『調査報道ジャーナリズムの挑戦——市民社会と国際支援戦略』旬報社.
- 花田達朗, 大石泰彦, 西土彰一郎編 (2013) 『内部的メディアの自由』日本評論社.
- 早川善治郎, 小川肇 (1971) 「わが国のマス・コミ研究の現状について——日本型マス・コミ理論の成立」『放送学研究』第22号, pp. 5–46.
- Harcup, T. (2015). *Journalism: principles and practice*. Sage.
- 林香里 (2016) 「「マスコミ」の終焉, ジャーナリズム研究の革新」, 『日本コミュニケーション研究』44巻2号, pp. 121–133.
- 北海道新聞取材班 (2004) 『追及・北海道警「裏金」疑惑』講談社.
- Hunter, Mark Lee.(1997). *Journalisme d'investigation*. Paris: Presses Universitaires de France.
- 石川明 (2000) 「ドイツにおける「内部的プレスの自由」: ブランデンブルク州のプレス法の立法過程を中心に」『関西学院大学社会学部紀要』第87号, pp. 77–87.
- (2003) 「組織の中のジャーナリスト」花田達朗, 広井脩編『論争いま, ジャーナリスト教育』東京大学出版会.
- 伊藤高史 (2007) 「アジェンダビルディングとジャーナリズム研究」『慶応義塾大学メディア・コミュニケーション』第57号, pp. 133–144.
- 金井壽宏, 高橋潔 (2004) 『組織行動の考え方のひとを活かし組織力を高める9つのキーコンセプト』東洋経済新報社.
- 北出真紀恵 (2010) 「プロフェッショナルの条件: ジャーナリストを中心として」『東海学園大学研究紀要』第15号, pp. 121–137.
- 高知新聞編集局取材班 (2001) 『黒い陽炎 県閩融資究明の記録』高知新聞社.
- 日本新聞協会 (2013) 「新聞の公共性と役割〜私たちはこう考えます〜」, <https://www.press-net.or.jp/keigen/files/shimbun_koukyousei_yakuwari.pdf> Accessed 2018, May 24
- Northmore, D. (2001) Investigative reporting: why and how. *Richard Keeble, The Newspapers Handbook (third edition)*. London: Routledge, 183–193.
- 奥山俊宏 (2016) 「パナマ文書と調査報道ジャーナリスト連合一内部告発, 調査報道, 社会の反応, それらの連鎖—」『日本平和学会2016年度秋季研究集会報告レジュメ』日本平和学会.
- 大井眞二, 小川浩一, 小林義寛, 佐幸信介, 福田充, 山本賢二, 宮脇健 (2014). 「2013年版「日本のジャーナリスト調査」を読む: 日本のジャーナリズムの現在」『ジャーナリズム&メディア』日本大学法学部新聞学研究所紀要, 第7号, pp. 247–279.
- 大石裕, 岩田温, 藤田真文 (2000) 「地方紙のニュース制作過程—茨城新聞を事例として」『慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』No. 50, pp. 65–86.
- 尾高邦雄 (1970) 『職業の倫理』中央公論社.
- Protess, D. L., Cook, F. L., Doppelt, J. C., Ettema, J. S., Gordon, M. T., Leff, D. R., Miller, P.(1991) *The journalism of outrage*. New York, Guilford.

新聞労連・現代ジャーナリズム研究会編（1997）

『新聞人の良心宣言 言論・報道の自由をまもり、市民の知る権利に応えるために』新聞労連・現代ジャーナリズム研究会.

高田昌幸，小黒純（2011）『権力VS調査報道』旬報社.

武田徹，藤田真文，山田健太監（2014）『現代ジャーナリズム事典』三省堂.

谷口将紀（2015）『政治とマスメディア』東京大学出版会.

Willnata, L., Weaver, D. H. (1998). Public Opinion on Investigative Reporting IN THE 1990s: Has Anything Changed Since the 1980s?. *Journalism & Mass Communication Quarterly*, vol 75(3)449-463.

W. Kornhauser (1962). *Scientist in industry*. Berkeley, CA: University of California Press.

読売新聞社（2001）「記者行動規範」，<<https://info.yomiuri.co.jp/group/stance/index.html>>- Accessed 2018, September 27

書評

遠藤 薫 編著

『ソーシャルメディアと公共性

——リスク社会のソーシャル・キャピタル』

(東京大学出版会, 2018年, A5判, 260頁, 4,400円+税)

茨城大学 後藤 玲子

Ibaraki University Reiko GOTOH

本書は、「重層化したメディア環境—本書のいう〈間メディア環境〉—において、ソーシャルメディアは公共圏をどのように変容させるか」という問いをめぐって、主に社会学を専門とする複数の研究者たちがデータを駆使しながら自説を展開する刺激的な著作である。

本書は、多数の著者がいる共著にありがちな、論文の寄せ集め集ではない。ほぼ全ての章が公共圏ないしそれを支える社会関係資本とソーシャルメディアとの関係性を主題とし、社会学をベースにして構築した理論仮説を量的・質的データを用いて丁寧に検証するという社会科学の標準的手続きを用いている。それゆえ本書を読めば、ソーシャルメディアが公共的空間に与える影響について一定の知見を得ることができるだけでなく、新しく登場するメディアのインパクトを学術的に研究するためにはどのように問いを立て、どのように理論を記述し、いかなる方法でその理論を分析評価すればよいかに関する一定の道標を得ることができる。それを可能にしたのは、本書が編者らによる共同研究の成果だからであろう。

本書の構成は、編者による序章を除くと2つのパートに分かれている。第1のパートは第1章から第5章から成り、間メディア社会における公共性が主題である。第2のパートは第6章から第9章から成り、専ら間メディア環境における「トランプ現象」の意味が論じられる。

「1章 間メディア社会におけるポスト・トゥルース政治と社会関係資本」(遠藤薫)は、コミュニケーション・ネットワークの進化は「集団知性」をもたらすのか、「集団分極化」をもたらすのかという研究関心に導かれて、社会関係資本、一般的信頼感及び価値観の関係を筆者らが2017年に実施した大規模質問票調査結果を用いて分析評価している。

「2章 間メディア環境における公共性」(佐藤嘉倫)では、間メディア環境において公共性の構築は可能か否かが問われる。第1章と同じ調査データを異なる観点から分析することで、ソーシャルメディアは同類原理に基づく島宇宙を形成する傾向があること、マスメディアが島々を結ぶ橋となって社会全体を覆う公共性が構築される可

能性のあることが示される。

「3章 ソーシャルメディアにおける公共圏の成立可能性」(瀧川裕貴)は、特定の政治的アカウントをフォローするユーザーたちからなる言論空間である「Twitter政治場」における公共圏の成立可能性を実証的に明らかにする作業に挑んでいる。その結果、イデオロギー的に「極端」な立場の方が同類選好度が高く、特に「極端な」政治的指向をもつ人々同士では公共的な議論が阻害されるリスクがありうるという結論を導いている。

「4章 信頼の革新, 間メディア・クラック, およびリアルな共同の萌芽」(与謝野有紀)は、間メディア社会ではネット上に複数の巨大な公共圏が構築される一方で、リアルな社会ではソーシャルメディアの利用者とマスメディアを受容する者との意識・態度・社会イメージの間の裂け目(筆者はこれを「間メディア・クラック」と呼ぶ)が広がりつつあると主張する。シェアリングエコノミーの成功を支えているのは一般的信頼ではなく個別的信頼を爆発的に拡大させる仕組みであることを論証する部分が特に興味深かった。

「5章 なぜ、日本人は市場原理を支持するのか」(数土直紀)は、「信頼」は市場原理を確信的に支持する人を増やし、「安心」は市場原理を何となく支持する人を増やすという仮説に基づいて、多くの日本人が市場原理を支持する理由を実証的に分析評価する。その結果、信頼は格差のような社会問題の解決に寄与すると一般には考えられているが、社会関係資本に恵まれた人ほど市場原理への信頼が強く、その結果格差はむしろ拡大する可能性があるという結論づけている。

「6章 三つ巴の『正義』」(遠藤薫)は、トランプ現象から現在世界の分断の背後にある〈正義の対立〉を読み解こうとする。筆者によれば、オバマ米国前大統領は多様性包摂主義で新自由主義に対抗しようとしたのに対して、トランプ米国現大統領はそれらに復古強権主義で対抗しようとしている。これら三つの〈正義〉が三つ巴の相互対

立関係状態にあることが、トランプ支持層に関するデータや第1章でも用いられた筆者らによる大規模調査データを用いて論証されている。

「7章 『ポリティカル・ヒーロー』を演じる」(遠藤薫)では、「レスラー」としてのトランプ氏のpost-truth(脱真実)戦略が、トランプ氏のツイートや社会学の文献を参照しながら鮮やかに描かれる。筆者によれば、トランプ氏の語法を「プロレス」の語法としてとらえると、誇張されて額面通りに受け取れない発言も八百長さでも「ネタ」として受け入れられることとなり、「真実」は「儀礼」化される。そしてトランプ氏の支持者は、真実ではなく公正性を回復してくれるプロレス的正義をトランプ氏に見出しているのだという。

「8章 ポスト・トゥルース時代のフェイクニュース」(遠藤薫)は、フェイクニュースに日常的に晒されているグローバルな政治言説論争に焦点を当てる。ソーシャルメディアでは、客観的な事実かどうかがよく吟味されないままに、トランプ発言を含むフェイクニュースや事実誤認または虚偽の事実報告が広まり、それらをもとに極端な意見や差別的言辭が量産されている。その実態と危うさが史実やデータをもとに論じられている。

「第9章 農村地域における学際的参加型研究プロジェクトの試み」(帯谷博明・水垣源太郎)は、筆者らが関与した農村地域を舞台にした学際的参加型研究プロジェクトの事例報告という色彩をもち、「集落点検」を題材に参加型アクション・リサーチの意義と課題が論じられている。

本書に通底するメッセージは、間メディア環境においてソーシャルメディアは公共圏の可能性を広げるというより、社会的分断を広げる方向により強く作用しているのではないかというものであった。では我々は、そうした現実に対してどのように立ち向かえばよいのだろうか。本書は事実解明的分析を主とする書物であるから、規範的分析がもう少しあったらと思うのは、些か欲張りすぎているであろう。編者らの次作が楽しみである。

書評

遠藤 薫 著

『ロボットが家にやってきたら

——人間とAIの未来』

(岩波書店, 2018年, 新書判, 192頁, 800円+税)

鶴見大学 椋 本 輔

Tsurumi University Tasuku MUKUMOTO

現在, 第三次の「人工知能ブーム」と言われる社会的状況の渦中で, 各分野の研究上の関わりのみならず, 学生ひいてはより若い人達に対して何をどのように教えるべきかという問題意識は, 本学会員にも広く共有されているだろう。

本書は岩波ジュニア新書の一冊として、『ロボットが家にやってきたら…』という主題で「ドラえもん」のような身近なイメージを喚起しつつ, 副題に「人間とAIの未来」と有る通り, 全体としてはより広く情報技術と人間・社会との関係について, 著者が専門とする社会学の調査研究からの知見, そして幅広い人文系の学知を踏まえ, 平易な語り口でまとめられた, 入門・教養書である。

まず序章では, 日常生活の中に現れ始めている様々な「ロボット」や, 非日常的だが人間の生死に関わる「軍事ロボット/AI兵器」まで, 実際に「やってきつつある」現状を俯瞰している。また, お掃除ロボットやドローンといった様々な形態をした「便利な機械としてのロボット」と, 人間の姿形を模倣した「人間型ロボット(ヒューマノイド)」を分けているが, 後者の延長に「ボー

カロイド〈初音ミク〉」まで言及していることは, 後述する本書の主張と深く関わっている。なお, タイトルに掲げられた「ロボット」と「AI」については

AIは生命体の思考・感覚機能を模擬したものであり, ロボットは人工知能を備えた自動機械である (P. 12)

と整理・定義した上で, 議論が進められて行く。

第2章・第3章においては, 自分達の「弱さ」を補うために様々な技術・道具を発展させてきた人間が, 現在の社会状況として直面しているリスク・不安と, その中で人々が「ロボット・AI」に抱いている期待・不安について, 著者自身による2015年5月の「生命倫理に関する意識調査」のデータおよびその他の統計資料を踏まえて, 定量的な考察がなされている。そこで見出された人々の意識の根源や, 文化圏による差異, 特に日本における「ロボット観」が「人間型」に偏重しており「AI」技術の発展には足枷になっている

と言われる問題について、第4章以降では幅広い人文知を組み合わせた解説・考察がなされている。非常に幅広く多岐にわたるため、ここで仔細を紹介することは叶わないが、ヨーロッパ中世から近世にかけての社会思想と科学・医学の相互関係や、それが産業革命を通して近代資本主義をもたらした連続的過程、機械技術の実用化・発展と共に「人間観」も変化して行った歴史、など様々な人文的教養への入り口ともなっている。

大きな流れとしては、「時計技術」を中心に置き、欧米ではそれが上記のような体系的な知により（人間の身体だけでなく知能も含めて）世界を解明した成果としての「自動機械」「自動人形」へと発展し、日本ではむしろ「からくり」として「見せ物」的な方向で発展した、と概観されている。さらに、「物語のなかのロボット」についても『フランケンシュタイン』やカレル・チャペック、アイザック・アシモフのみならず、日本の『西行撰集抄』や柳田國男らが集めた近代の風説まで取り上げることで、「人間を超える人間を人間が作り出す」ことが目指されてきた欧米では技術の不断な進歩と同時に「人間とロボットの闘い」という意識も生まれやすいのに対して、日本では「人間の社交や神との対話を媒介する」ことが目指されてきたため不断な技術的進歩が促され難い、という文化的背景を指摘している。

しかし、本書の終盤では「共進化」をキーワードに、むしろ現代のグローバル化社会の中で「ロボット・AI」はじめ情報技術の実用化・普及を通して、それぞれ異なってきた文化が融合していく可能性が描かれ、ロボットと人間の間についても、アラン・ケイの議論や、ヴァルター・ベンヤミンの「第二の技術」の概念、ダナ・ハラウェイの「伴侶種」の概念を援用することで、「共進化」「共生」の可能性を描いている。

そして終章では、IoT・IoEといった趨勢も含め、「家にやってくるロボット達」がインターネットによって結ばれた巨大なAIとなって行く＝H.

G.ウェルズが描いた〈世界脳〉的未来について、ジョージ・オーウェルの『1984年』やミシェル・フーコーの「アルシーヴ」論を引いて徹底的な管理社会といった新たな災禍につながる恐れにも触れつつ、むしろ我々が主体的に関わって行く「世界の知のアルシーヴ」としての〈世界脳〉の可能性を提案することで、我々が「ロボット・AI」との関係新しい「他者」との〈共生〉として真剣に考え、より良い社会を作っていくことを強く訴えている。著者にとって、そうした「共生関係」を示唆する身近な具体例が、日本文化の「からくり」の流れも汲む「ボーカロイド〈初音ミク〉」なのであろう。

このように、幅広い人文知を踏まえることで、「ロボット・AIが家にやってくること／やってくる社会」についての、より良いあり方や希望を見出そう（それを若い人達に知らせよう）という著者の意思には深く共感すると同時に、著者自身も

ただ、気をつけなければならないのは、少なくとも現在まで、ロボットは自発的に悪事を働こうとしているわけではない。背後には、常に、「人間」という黒幕がいる。(P. 54)

と書いているように、喫緊の社会的問題として我々が直面しているのは、人間と共生・共進化し得るような〈ヒューマノイド〉的「ロボット・AI」というよりも、人間の（しかも人格的「黒幕」というより正に〈世界脳〉のように集合的な）欲望や経済的利潤の追求を自動化して暴力的なまでに増幅させてしまう〈エージェント〉的情報技術と、我々人間との関係ではないだろうか。そうした状況に対しては、本書の議論で希望を託されている「ボーカロイド〈初音ミク〉」のような存在についても、著者が言うように「人間の妄想力」によって「キャラクターをかぶせて了解」している、すなわち「擬人化」であることが、まずはより意識化される必要が有るのではないだろうか。

しかしもちろん、そうした「ロボット・AI」
についての「明」と「暗」のバランスは、本書の

内容から発展して、我々皆が考え続けながら、教
え／議論して行くべき本質的な課題である。

社会情報学会 「社会情報学」投稿要綱

(目的)

第1 本学会誌は、社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し、社会情報学の確立と発展に寄与するため、独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

(投稿者の資格)

第2 和文誌の投稿者は、単著の場合は学会員に限る。共著の場合は、筆頭著者が学会員でなければならない。

(投稿原稿)

第3 投稿原稿については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、原著論文、研究、展望・ノートとする。
- (2) 投稿原稿は、オンラインにより、投稿申込書の他に、原本ファイルと、著者情報を除いた査読用原稿ファイルの合計2ファイルを提出する。
- (3) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても、その記述方式は、原則として執筆要領に準ずるものとする。
- (4) 投稿原稿は、本会の主催、共催するシンポジウム、講演会、研究会、分科会等で公表したものが望ましい。
- (5) すでに、他学会等に投稿したものを投稿してはならない。当学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

(投稿手続き)

第4 投稿希望者は、本学会ホームページ上の「投稿申込書」に必要事項を記入の上、申し込

む。なお、投稿に関しては、[学会誌編集委員会]宛とする。

オンラインによる投稿先：本学会ホームページ上に掲載

(投稿原稿の受付)

第5 原稿は随時、投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。

(投稿原稿の審査)

第6 投稿原稿の審査については、以下の通りとする。

- (1) 原著論文と研究は、複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後、可及的速やかに行うものとする。審査の結果、投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合、再提出の期限は原則として1カ月以内とする。
- (2) 展望・ノートは、学会誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、学会誌編集委員会で採否を決定する。

(投稿原稿の掲載)

第7 投稿原稿の掲載については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の掲載は、学会誌編集委員会が決定する。
- (2) 投稿原稿の受付日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また、受理日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

(受理された投稿原稿の版下の作成)

第8 投稿者は、受理された投稿原稿について、所定の書式にて版下を作成し、提出するものとする。

(受理された投稿原稿の校正)

第9 受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし、英文誌については2回校正とする。なお、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

(原著論文等の別刷り)

第10 原著論文等の別刷り(50部単位)は、著者の希望により作成する。その料金は、実費とする。なお、別刷り料金の請求は、学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

(著作権)

第11 著作権については、以下の通りとする。

- (1) 掲載された原著論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会との間で協議の上、措置する。
- (2) 著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。
- (3) 著作者人格権は、著者に帰属する。著者が、自分の原著論文等を複製、転載などの形で利用することは自由である。転載の場合、著者は、その旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(要綱の運用)

第12 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第13 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年7月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2014年9月1日より施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要綱(改正)は、2016年9月11日より施行する。

社会情報学会 「社会情報学」執筆要領

1. 原稿言語は和文とする。
2. 原稿の書式
 - (1) 原稿は横書きとする。
 - (2) 和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記す。句読点として、。を用いる。
 - (3) 和文原稿では、刷り上がりイメージと同様のフォーマット (A4判, 1行22文字×38行, 2段組み, 12ポイント) にて作成する。
3. 分量
 - (1) 原著論文, 研究については, 刷り上がり14ページ (20000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
 - (2) 展望・ノートについては7ページ (10000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
4. 原稿の体裁

投稿原稿のうち, 原著論文, 研究は, 以下の体裁によるものとし, 展望・ノートについては, 以下に準ずるものとする。

 - (1) 原稿の一枚目には, 原稿のタイトル, 著者氏名, 所属をいずれも日本語と英語で併記し, また, 著者連絡先住所, 電話番号, ファックス番号, 電子メール・アドレスを記す。なお, 原稿の一枚目は分量に含めない。
 - (2) 原稿の二枚目には, 原稿のタイトル, 要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので, 日本語600字, 英語250ワード程度とする。また, キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって, 日本語, 英語とも, その数は5つ程度とする。なお, 原稿の二枚目は分量に含めない。
 - (3) 原稿の本文は三枚目から開始し, それを1ページとして, 以下通し番号を付す。本文後の謝辞, 注, 参考文献, 付録, 図表をこの順に続ける。各項目の書き出しにあたっては用紙を改めること。なお, 本文において著者が特定できる記述は避ける。
- (4) 原稿本文は, 序論 (はじめに, など), 本論, 結論 (結び, など) の順に記述する。本論については, 章, 節, 項の区別を明確にし, それぞれ「1」, 「1. 3」, 「1. 3. 2」のように番号をつける。
- (5) 人名は, 原則として原語で表記する。ただし, 広く知られているもの, また印字が困難なものについては, この限りではない。
5. 図・表 (写真も含む)
 - (1) 図・表には, それぞれについて「図-1」, 「表-1」のように通し番号をつけ, また表題をつける。
 - (2) 図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。
 - (3) 図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は, 本文中に挿入希望箇所を明記し, 図・表は1ページに1個ずつ, 挿入指定のあるページ番号を付けて描き, 原稿の最後にまとめる。大きさの指定がある場合にはそれを明記する。
 - (4) 図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
 - (5) 図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。
6. 注

注を使用する場合は, 一連番号を参考箇所右肩に小さく (1) (2) と書き, 本文末尾に注釈文をまとめる。
7. 参考文献
 - (1) 参考文献を適切に引用し, 本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の

例にならい，著者の姓，発表年を書く。

例：鈴木（1986）は……，
伊藤（1986a）によれば……，
……が証明されている（鈴木・伊藤，
1985）。

Tanaka et al.(1983) は， ……。

- (2) 本文中で参照した文献は，本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は，著者のアルファベット順，年代順に記す。同一著者の同年代の文献は，引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎（1986a）「社会と情報」、『社会情報』1，pp.14-23.

鈴木一郎（1986b）『情報論』社会書房，
240p.

Winston, P. (1981) Social Planning
and Information, *Social Information
Science* 6, pp.116-125.

Yamada, S. et al.(1986)*Intelligent
Building*, Academic Press, New York,
445p.

山本太郎(1985)「社会情報に関する研究」，
『社会情報』2，pp.32-40.

山本太郎・鈴木一郎（1985）『社会情報学』
社会書房，270p.

- (3) インターネット上に置かれた文献は，前各号に準拠すると共に，参考文献の記述は，

著者名，発行年，タイトル，URL，訪問日付の順に記述する。なおURLにはハイフネーションを用いない。また，その文献のハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎（1996）「社会と情報」，
<<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>>
Accessed 1997, April 29
Winston, P.(1981)Social Planning,
<<http://www.abc.edu/Social/abc.html>>
Accessed 1997, April 29

8. その他疑義のある場合は，通常広く認められている書式を使用する。

9. 要領の改正

この要領の改正は，学会誌編集委員会の議を経て，学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要領は，2012年4月1日より実施する。

付 則

この要領（改正）は，2014年9月21日より施行する。

付 則

この要領（改正）は，2015年2月20日に遡及して施行する。

編集後記

社会情報学第7巻1号では、原著論文3本、書評2本を掲載いたしました。原稿をお寄せいただいた著者の皆さま方、査読にご協力いただいた会員の皆さま方、および関係各位のご協力に感謝いたします。

(学会誌編集委員・第7巻1号編集長：高橋徹)

学会誌編集委員会

委員長	林 隆史 (新潟大学)
副委員長	河井 延晃 (論文受付・査読管理担当, 実践女子大学)
	天笠 邦一 (昭和女子大学)
	伊藤 賢一 (論文受付・査読管理担当, 群馬大学)
	五十嵐寧史 (福岡大学)
	大國 充彦 (札幌学院大学)
	小笠原盛浩 (関西大学)
	小川 明子 (名古屋大学)
	金山 智子 (情報科学芸術大学院大学)
	河島 茂生 (青山学院女子短期大学)
	北村 順生 (立命館大学)
	木村 忠正 (立教大学)
	小寺 敦之 (東洋英和女学院大学)
	榊 俊吾 (東京工科大学)
	櫻井成一朗 (明治学院大学)
	嶋崎 真仁 (秋田県立大学)
	杉山あかし (九州大学)
	高橋 徹 (中央大学)
	塚原 康博 (明治大学)
	土屋 裕子 (広島経済大学)
	野田 哲夫 (島根大学)
	松本早野香 (大妻女子大学)
	山本 仁志 (立正大学)
	叶 少瑜 (筑波大学)

社会情報学 第7巻1号

2018年12月12日発行

発行 一般社団法人 社会情報学会
〒113-0001 東京都文京区白山1-13-7
アクア白山ビル5F 勝美印刷(株)内
一般社団法人 社会情報学会 事務局
TEL 03-3812-5223/FAX 03-3816-1561

編集 社会情報学会学会誌編集委員会
製作 勝美印刷株式会社

Socio-Informatics

2018 Vol.7 No.1

【Refereed Papers】

Promotion of Local Government Open Data on Disaster Prevention Information

Mayu URATA, Kazuma OGISHIMA, Hiroki CHUJO,
Mamoru ENDO, Takami YASUDA

Indirect Influence of Regulation of Program types on Affiliated television station through
Television Network: Sending Programs from Kansai to Tokyo with Quiz show format

Koichi KINOSHITA

A Case Study of News Production Process about Investigative Reporting:
Organizational Behavior between Editors and Journalists about Editorial Rights on the
Report of Kochi Prefectural Government Financing under Cover by Local Newspaper

Kazuhiro TSUJI, Jun NAKAHARA

【Book Review】

Kaoru ENDO (ed.), *Social Media and Publicness: Social Capital in Risk Society*

Reiko GOTOH

Kaoru ENDO, *When the Robot Comes Home... : The future of human and AI*

Tasuku MUKUMOTO

【Call for Paper & Instructions for Authors】

